

や否、忽ち其の姿を隠くして流通の用を爲さず、從來市場に通用しつゝあつた悪銀は段々引上げられ、流通額を減じたるより、其の結果は諸物價の下落を來して農商工の生産者は一時非常の困難に陥つたのみならず、通用銀少くして一般日常の取引にも多大の不便を感ずることとなり、物情騒然たるに至りしかば、政府はそれを口實として、到底實行不可能と見て取つた銀法復古の大事業を廢めて仕舞つてあたらし此の建議は一片の復古となつてしまつたのである、併しながら世上に改貨議として傳へらるゝ此の第四、第五及第七（第七は改貨後議にて改貨議の補遺の如きもの）の三建議は白石の經濟意見の最も重要なものとして、吾人の精讀に値ひするものである、寶貨事略と稱せらるゝ建議第六は本朝金銀銅出し事（第一）本朝金銀の制の事（第二）及本朝金銀銅外國へ入りし惣數の事（第三）の三條を記述し、（第一）は天武帝の白鳳三年より慶長頃に至る金銀銅三貨産出の概況を略記し、（第二）は同年代より寛永十三年に至る三貨鑄造の記事を掲げ、（第三）は慶長六年より寶永五年に至る百〇七年間に我國の金銀銅が外國へ流出したる大數を擧げ、大聲疾呼して「金銀は天地の骨也、これを探りし後には二び生ずるの理なし」と云ひ、「毎年に十四五萬兩を失ひなば十年にして百四五十萬兩を失ひ、百年にして千四五百萬兩を失ふべし」など云つて一ヶ年に僅々十四五萬兩位の外出に大騒ぎし、兼好法師の變に倣ひ「異國の物の中藥物は人の命すくふべき物なれば一日もなくてはかなふべから

ず、これより外無用の衣服翫器の類の物に我國開け始りしより此かた神祖の御代に始て多く出たりし國の寶を失はんこと返すゝも惜むべき事也」と云つて、痛く海外貿易の逆勢に恐怖し、年々の十四五萬兩の損失を國家の運命に關する大問題の如く思惟したのは笑ふべきの至りなれども、白石の此の所論が當時天下の耳目を聳動し、海外貿易の事を論ずる者は誰彼となく皆之を引證せざるはなく、由來殆んど金貨濫出論のラシツクとして遵奉され來つたのである、白石の記事は數字の據り所など明確ならず、ほんの當て推量に外ならないのであるが、當時の學者達はこんな計算にも驚かされたのである。

著者新井白石は江戸の儒者にして政治家なり、名は君美字は在中、初めの名は瓊、白石は其の號、別に又紫陽、錦屏山人、天爵堂、勿齋、竹居等の號あり、明曆三年江戸に生る、幼にして岐嶷穎敏、三歳にして字を知る、十歳に及び久留里侯（土屋利直）に給事し侯に代つて書翰を筆す、老成人の如しと云ふ、幾もなく侯卒し、父濟美侯家の爲めに謀る所事成らずして禁錮せられ、白石亦事に坐して幽閉せらる、稍や長じて刻苦懈らず、深く經史百家の書に通ず、後ち木下順庵の門に入り益々力學研鑽して遂に同人間に該博を以て稱せらる、年三十七、甲府侯（後入つて將軍職を繼ぎ家宣と稱す）に辟され儒官となり、待遇殊に厚し、家宣將軍となるや祿五百石を賜ひ、文學を以て殿中に給事せしめ



事大小となく、必ず召して之に諮ふ、正徳元年祿五百石を加へられ、合せて千石を賜ふ、同二年封事を上り、勘定奉行の外に勘定吟味役を設置するの必要を論じて採納せらる、同三年癸巳三月議を上り、翌年市舶議、市舶新例八卷（未見）を上る、享保元年職を罷められ、折たく柴の記此の歳を以て成る、享保十年歳六十九にして歿す、男明卿家を嗣ぐ。

### 奥羽海運記（甘雨亭叢書）

#### 畿内治河記（同上）

奥羽海運記及畿内治河記の二書は通例新井白石の著作となしあるも、又一二の著作目録には共に河村瑞軒（一に隨軒に作る）の著作とせり、諸家著述目録には二書とも白石の部にも瑞軒の部にもあり、尤も瑞軒の部にある奥羽海運記は奥羽海運日記とあり、冊數も白石の方は一冊本なれども瑞軒の方には二十卷となしありて勿論同一のものにはあらざるべきも、要する所この二書は白石が河村瑞軒の意見を聞き取つて、自ら之を筆記したものに外ならざるが如し、白石が勉學中瑞軒の扶助を受けて居つた時代の作と思へば左もあるべきことと推測せらる。

奥羽海運記は奥州より江戸に達する海運の記事にして、從來この兩地方間の海上往來には約一ヶ年餘を費やし、其の中には往々難破の禍に罹ることなどありしより、幕府は土木家として知られたる河村瑞軒を召して其の豫防の策を問はれしかば、彼は命に應じて航行の針路、遭難に處する方法等を指導して、一ヶ年餘を要したる海上を僅々三ヶ月に於て達し得らるゝこととした頼末を簡明に漢文を以て記したるものなり。

又畿内治河記は天和年間、淀河の水が年々汎濫して、沿岸の田畑のみならず、大阪の市街まで非常の禍害を蒙り、居民皆悲惨の境遇にあるを憂へ、徳川政府が河村瑞軒をして、其の水源や支流の關係等を詳に調査せしめ、此所彼所に新渠を鑿ち新流を通じ、淤塞を濬へ、河道を直くして關係各地方の生民を安堵せしめた頼末を漢文にて述べたものである、本書と前記奥羽海運記とは共に板倉勝明の甘雨亭叢書第二十三卷に収載せり。

白石の著作に經邦典例なるものあり、今は佚して傳はらざるも、其中にあつたと云傳へらるゝ田制考及貨幣考などは内容如何なるものなりしや固より之を知るに由なきも、今現存する田制考序及貨幣考序の二篇を見れば此の二考の本文は吾人の爲めに最も重要な經濟文籍であつたらしく思はるゝのである、惜らくは僅々數百言の序文のみを残存して本文の傳はらざるは遺憾の極みである。



### 赤縣度制考 (寫本)

本書の解題も亦伊吹能舍先生著撰目錄にあり、曰く此書は古今の學者たちの尺度考に皇朝固有の尺度を誤りて西土隋代の尺なり、唐代の尺なりなど論ずるは、みな非なる由を辨するにつきて、彼土の尺度も其原は、人體より起れるが、また太昊伏羲氏馭成の時より、皇國の尺を二寸五分、減じて傳へ給ひし由來、また殷周二代に、殷尺周尺とて別に制りしかと、世に普ねく行はれず、太昊の古尺確乎として、後漢の世まで傳はり、其より謂ゆる六朝唐宋をへて、今の清代に至るまで、凡て四十餘種の尺の出來し由來、また度量の事に於ては、周代よりして、律呂の説を附會して説來れるにつきて、止ことを得ず歷代樂律の沿革にも及び、必竟する所は、歴代の尺一つも、皇朝の尺に同じきが無き事を、歴史及び諸書に折衷して論じ定められたり云々、以て本書の内容を知るに足らん。  
著者平田篤胤の略傳は皇國度制考の下にあり。

### 治具十三條 (寫本)

本書は著名なる支那の政治經濟書である文献通考(元の馬端臨著)の篇目に據り、専ら支那の經濟

制度を邦文にて極めて解し易く説明し、處々日本の事實を附記對照したものであつて、畧々東涯の制度通に類するものなれども、制度通の如く煩瑣ならずして首尾一貫した大著作である、制度通は主として黃道周の博物典彙に據つたらしいのであるが、本書は文献通考を藍本としたゞけあつてそれだけ纏つて居つて、經濟制度の大體を歴史的に検討するの便あるが如し、今左に書中の綱目を著者の言に依つて示せば左の如し。

#### 田賦考(田ハ田地ナリ 賦ハ年貢ナリ)

右ハ田地ノ割付方年貢ノ取立方三代貢助徹井田ノ割及秦漢以來天下ノ田地一例ニ民ノ私田トナリ兼并豪富ノ家許多ノ田地ヲ買トリ數千町ノ場所ヲ控ヘ貧民ハ其家ニ傭作スル類並ニ唐ノ均田賦稅兩稅ノ作法ヲ記卷ノ第一トス

#### 錢幣考(錢ハ泉ナリ 幣ハ財ナリ)

古ハ古代ヨリ珠玉黃金刀布ノ類又貨貝皮幣ノ類ヲ以天下ノ重寶トナシ及錢ノ大小輕重ヲ鑄造シテ通用セシメシ事並ニ唐宋以後楮幣ヲ製シ交子銀鈔等ノ名アル類ヲ記卷ノ第二トス

#### 戶口考(戶ハ家數ナリ 口ハ人數ナリ)

右ハ天下ノ戶口ヲ改正シテ其數ヲシリ民生ノ蕃育セシムヘキ術並ニ民ニ征シテ人毎ニ算錢ヲトル



法及世代ニ附テ天下ノ戸口ニ増減アル類ヲ記卷ノ第三トス

職役考(村方ニ居テ民役ヲ使合スル官ナリ)

右ハ郷遂ニ比長黨正等ノ官ヲ置テ農民ニ夫々ノ事業ヲ任セシメ及諸役ニ使フヘキ者ヲ使令シ又民ノ内ニテ里正坊里等ノ頭役ヲ申付テ差役義役等ノ名目アル類ヲ記卷ノ第四トス

征權考(征ハ諸運上ノ事ナリ權ハ官ヨリシメウリスル事ナリ)

右ハ山澤茶鹽ノ利開市酒酤ノ征ニ附テ錢ヲ收メ又緡錢車船等ヲ所持スル者ヨリ算錢ヲトリ田宅奴婢牛馬ヲ賣買スル者ヨリ輸估錢ヲ出サシムル類又酒麴ノ禁間架ノ稅青苗錢等一例ニ利ヲ長スル事迹ヲ記卷ノ第五トス

市糶考(市ハ貨物ヲ賣買スルナリ糶ハ米穀ヲ買入ル事ナリ)

右ハ漢ノ桑弘羊カ始メシ均輸ノ法ヲ以官ニテ萬物ヲ市買シ復齊ノ管仲カ準平ノ法魏ノ李悝カ平糶ノ法漢ノ常平倉隋ノ義倉唐ノ社倉宋ノ諸糶ノ名目皆官ニテ米穀ヲ蓄ヘ置テ荒餓ヲ救シ類及市舶互市ノ制ヲ記卷ノ第六トス

土貢考(國郡ヨリ產物ヲ貢賦スル事ナリ)

右ハ禹貢ニ載シ貢物ヲ始トシテ歷代土產ノ珍玩ヲ貢獻スル類並ニ唐一代州郡ヨリ毎年常貢スル所

ノ物品ヲ記卷ノ第七トス

國用考(開市山澤ノ利ヲ聚テ國用ニ充ル制ナリ)

右ハ定リタル年貢ノ外開市山澤ノ利ヲ聚メ入ヲ量テ出ス事ヲ爲ノ法又金錢ヲ表ト與ト内外ニ分テ納置時代ニヨリテ其場所ヲ移易シテ得失アル事ヲ記卷ノ第八トス

選舉考(人オチ選舉スル事ナリ)

右ハ州郡ヨリ貢スル所ノ士ノ新規ニ選用スル法ト以前ヨリ仕官セル人ヲ銓選スル法並ニ考課任子恩蔭等及唐ノトキ科目ヲ以人ヲ取ノ法ヲ記卷ノ第九トス

學校考(學問所ヲ建テ人ヲ教ユル事ナリ)

右ハ周ノ大小學ヲ始トシテ漢ヨリ以下唐宗ニ至マデ學校ノ制度諸博士ノ學生ヲ教育シ學業ノ成否ヲ試ル作法並ニ時ニヨリテ學校ニ盛衰アル迹ヲ記卷ノ第十トス

職官考(諸官人ニ夫々ノ職アル事ナリ)

右ハ三公三省六尚書九寺五監諸衛州牧縣令等ノ職掌品階及官名ニ歷代沿革アル事ヲ記卷ノ第十一トス

兵考(武備ノ制度ナリ)

日本經濟典籍考



右ハ周兵制勝ノ法齊桓内政ノ術漢ノ南北軍唐ノ府兵並ニ訓練ノ法戰伐ノ方及水戰等ノ事ヲ記卷ノ第十二トス

封建考(封ハ土地ヲ賜フ事ナリ建ハ諸侯ヲ立ル事ナリ)

右ハ周室公侯伯子男五等諸侯ノ制秦漢已來一例ニ諸侯ヲ廢シテ天下ヲ郡縣トシ其後歷代ノ天子只宗室功臣ヲ諸侯王列侯ニ拜シテ國郡ヲ賜事世々ノ名賢封建郡縣ノ得失ヲ論議セル旨ヲ記卷ノ第十三トス

本書は文化十年乃至十一年の著作にして、著者が、國君尾州侯に上りたる本書の奉呈文中に以下愚鄙質、叨應ニ撰述美選ニ云々とあるを見れば、本書は著者の私撰にあらずして、國君の命に應じて撰述したるものであらう、余が私藏の寫本は奉呈文中にあるが如く、十四冊にして完本であるが、現に著者の後裔奥田晋氏の家に傳へたるも、亦十四冊本にして、それは著者の門人某の舊藏本であるが、著者の正本より騰寫したものである、此の本と余の藏本とを對照して見るに、全然同一の原本より傳寫したものゝ如くなるも、彼此多少の誤寫を免かれず、然れども大體は何れも正本に近いものと思はる。著者奥田永業は尾張の儒にして、永業は其の名、字は叔建、通稱は與三郎、鶯谷と號し、最も經濟の學に長せり、本書は前記の如く主として支那の事を記述しあるも、此の外に治具通覽と稱し専ら日

本の經濟制度を詳述したる大部の著作あり、晋氏の家に數十冊の原稿本を珍藏せらるゝも、惜らくは其の大部分は散佚して傳はらず、余の見たる數冊はほんの資料だけを綴り合はせた未定稿らしきものなりしが、著者の生存中に全部完備せる成書となりしものなるか判明ならず、諸家著述目錄を見れば其の遺著として、只だ釋辭及牧齋隨身卷なる二部を掲げあり、余は共に未だ之を寓目せず、著者は文政十三年(天保元年)歳七十一にして歿せりと云ふ。

### 農政纂要 (寫本)

本書は檢地、高盛、檢見、年貢の四項目に分ち、田租其他の事を簡明に記したものである、著者大場景明、字は俊甫、通稱は大二郎、南湖又廉齋と號す、水戸の人なり、寶曆元年彰考館に入り安永七年總裁となり、天明五年歿す、遺稿に南湖詩草ありと云ふ。

### 治國要法 (寫本)

本書は師表、崇學、擇官、納諫、賞罰、愛民、理財、武備の八項目に分ちて、君主の心得を論じたる支那諸儒の論文を纂輯したるものに、處々簡單なる評語を付して、著者の國君河越侯に上つたもの



である、直接經濟上に關することは愛民、理財の二項に過ぎるも、全體が政治經濟し書として一讀に値ひするものである、著者長野豊山は伊豫の儒にして、名は確、字は孟確、通稱は友太郎、豊山は其の號、天明三年伊豫の川の江に生れ、天保八年江戸に歿す、豊山は碩學能文を以て其のな、海内に聞ゆ、遺著は松陰快談、同續談、防火私議、嘉聲軒詩話、同詩約、同文稿、及積陰書屋雜記等あり。

### 芻 蕘 錄 (寫 本)

本書は元と著者が其の主、水戸侯の命を受けて編述せるものなりしが、火災の爲めに原稿を失ひたるを以て、再び記憶を辿りて筆記したるものなりと云へり、(序文にあり)内容は往古佐竹領なりし常陸十一郡の石高は合計五十萬二千三十一石餘なりしが慶長中家康が測量せしめしときは七十五萬三千六百石あり、其中五郡二十八萬石を水戸藩祖威公(徳川頼房)に與へられ、義公の時代までは其の儘なりしが其後増加して三十五萬石となりし事より、松岡久慈二郡の例を示して各郡村石高の増加した事を示し、次に貢法を説いて後來段々と高免になつたことを記し、それより農家の生活狀態、負擔の輕重や風俗習慣などを處々に述べ、又物價の事の如きは可なり詳細に記述したる、中々面白き著作であるが、其中に殊に最も奇らしき事實は鐵の占賣に關する一事である、著者曰く

物價高直に及び商賣にのみ財用の權を取られ、士民おしなべて困窮に及ぶ、其品又すくなからず、中にも鐵は百姓日用の農具にして國家の大本此器にあり、尋常商賣の品類とは日を同して論ずべからず、然るに當國は小妻村某一家に限り運上し、他に鐵を打つ事をゆるさず、扱此鐵は棒鐵とて地鐵を鍊て鐵形を付けたるまでなり、鐵鍛冶之をかい受け、又能く再鍊して刃先を付百姓に賣渡す(此鍛冶法祕事にして猥りに人に傳へずとなん、故に其價の高下皆鍛冶の意に任かす)先年は鐵一具價三四百文を限とせしに當時は九百五六十文ならでは買求め得ず、如斯に價倍せること餘りなる高直なり、故に貧民はたやすく求め得がたく、既につかい古して刃先あしくなりたる鐵をもこらへて耕す故力も勞し、地入も淺く、草根を切る事も又鈍ければ自然と田畠の出來あしく、彼是前後には百姓の大なる痛みなりとぞ、是皆占め賣も同様なればなり

と云ふことなどは一寸面白き事實であるが、書中の記事は是等の外種々重要なものが少くないやうである。

著者高野世龍は富強六略、籠田の水等の著者にして其の略傳は富強六略の條下にあり。

### 獨 語 (寫 本)



本書は天保三年に著者が水戸侯に上りたる意見書である。内容は一般政事上の心得方を論じたるものにして、就中經濟上に關する記事頗ぶる多し、著者友部好正の傳は井田集覽の條下にあり。

### 親民須知 (寫本)

本書は我國古代より徳川時代に至る田制、田租の大要を漢文にて、最も簡明に記述した便利なる小冊子である、著者及著作の年代等は詳かならざれども、余が收藏本には表紙裏の肩書に米澤藩地方書とあり、内容は特に米澤地方に關する事柄を記述したるものにあらず、地方一樣記、辻六郎左衛門覺書、勸農固本録、伊奈家傳記等に據り全國一般に渉る地方の事を述べたものである、米澤藩云々とあるは恐らくは同藩人の手になりしものであると云ふの意に外ならざるべしと思はる。

### 負暄談 (寫本)

本書は著者朝菌子の自序文には田法負暄談とあり、賤しき老農が日向で背を暖めながら田畠の事に關する自分の實驗に據つて談話すると云ふの主意にて著作したものである、初め上卷に於ては田令の町段畝歩の廣狹を考證し、又支那の諸書を引證して詳かに比較研究を試み、下卷には主として年貢の

取個、取立の方法等を詳述し處々和漢の古書に據つて負擔の輕重などを論じたものであるが、卷尾に附録として掲げあるを見れば「負暄談成テ呈上ス相ツギ郡廳ノ秘本國用秘録、農政政纂(三七三頁)ノ二書ニ所載ノ法意ヲ評シ注進スベシト也、依テ立毛ヲ相シテ收獲ヲ計リ四分ノ一ヲトル、中正ノ税法ヲ注シ、又戊戌ノ年奉呈セル田芹ニモレタルヲ摘シ奉ル」云々とあり、然らばこの附録は天保十一年の頃負暄談を當局へ奉呈したる後更に命に依つて秘録、纂要二書にある毛見法を詳説して奉呈したるものなるべし。

著者朝菌子は自序には水戸領濱田郡の一老農でもあるかの如く記しあるも書中の文意に依れば漢學の素養ある人にて郡宰か何にかを勤め居たる相當の士人であらうと察せらる。

### 國制摘要

(寫本)

### 田政要覽

國制摘要は天智天皇以來本邦田地の制を述べ、常陸上總は佐竹氏時代に石田三成が檢地したる事より、間尺の差異、永高貫高の異同等を古記録に徴して辨明し、その他檢地檢見などに關する水戸領各



地の慣行等を詳記し、更らに進んで運送人馬の賃錢、江戸の米懸より運送船舶、拂米の數量等を記し、終りには人口の事并に限田の事に論及し、小宮山楓軒藤田幽谷の治績を讃稱し、最後に藤田幽谷濱田郡宰のとき「三折返しの術」(如何なる術か説明なし)を願出で、限田の法を行はんとし終に事成らざりしと雖も其志の卓然たること後世に傳へて其の時代をも思はるべしと云ひ、又幽谷が郡奉行を黜けられたるは、此の限田問題の爲めなることを注し「余感慨嘆息ノ餘り此に國制撮要ヲ記ス」と結論せり、但表題及卷首には摘要とあるも、此には撮要とす、何れが是なるを知らず。

田政要覽は「壹本割付ト云事」より「古廿分ノ一ニテ貢ヲ納シト云事」に至る三十九條目を問答體にて歴史的に説明したもにして、田制租法に關する稱呼慣例等の由來を知らんとするには最も便利なるものなり、殊に「法は三、往古は地方六を用、金錢四を用と云は如何」など、甚だ六つかしき問題を設けて親切に之を釋明しあれば、地方巧者以外の者には大に裨益する所あるべし。

此の二書の著作者は同人にして水戸の人なることは、書中に我藩藤田幽谷子などの言あるに依つて明白なるも、其の姓名の傳はらざるは遺憾の至りである。

### 田園類說辨 (寫本)

本書は谷本教の田園類說に算家或問(一四五頁)の著者會田安明が處々評語を加へたるものにして、類說の誤謬を正し、不備を補へる所少からず、増補田園類說と併せ見て大に益あるの書なり、但し田園類說が世間一般に谷氏の著作として誤傳せらるゝに依り、會田氏亦斯く信じたるなるべきも、其の實田園類說の原著作は谷氏に非らずして小宮山奎之進なることは、一〇〇頁増補田園類說の條下に記せり。

本書は文化四年の自序あれば其の頃の著作なるべし、余の藏本は著者の自筆原稿にして三冊本である、自序の末尾には、安明之印、字日子貫の二印ありて、每冊の卷首に自在亭(著者の書齋名)の印を捺せり、余は未だ他に此の書あることを聞かず。

### 治平本義 (寫本)

本書は主として國君の心得を記したもなるが、其の所論の條目は「國を治るの本は國主の一心に歸する事」より「武士衰微之事」に至る十四個條に付き親切に治國の仕法を説明したものである、書中直接に經濟上に涉ることを述べたるは、二三個條に過ぎるも、大體に於て此の時代に於ける學者の經濟意見の一斑を見るべきものである。



著者佐久間立齋、名は高方、又健と云ふ、通稱は權平、後、庄左衛門と改む、立齋は其の號にして又別に東野散人獨立齋など、號す、元と大和郡山の人にて山鹿素行に従學す、享保二年水戸侯の招きに應じ彰考館に入り、寛保二年歳八十一にして歿す、遺著には東遷基業三十卷あり、家康一代の事業を記したるものにして、中には多少經濟に涉ることなきにあらざるも、固より經濟書と見るべきものにあらず。

### 救荒便覽 (板本)

本書は救荒書中の最も完備せるもの、一にして、板本四帖あり、前集、一帖は荒政之典、明君賢臣の言行、富人の誠、貧者の誠、饑人を救ふ心得、饑歳の年數并氣候の考等より饑歳の時に用ふべき食料品及其の效用、製造法等に至るまで最も詳かに記述し、後集、上下二帖の中上篇は最初に救荒に關する古典必讀の書目を掲げ、續いて明君賢臣の言行中救荒及貧民の救濟に關する歴史上の事蹟を最も精細に記述し、下篇は矢張同じく元祿以後に於ける饑饉及之に對する救濟の状況を叙述して前集の足らざる事を補足し、續集は救濟實行に關する種々の手續、役人の心得方其他上下四民の規戒等まで細大洩さず、詳記したものであつて、時々饑饉に見舞はる、恐あつた徳川時代には何人も坐右に缺く可らざる良書であつたのである、但し絶対に饑饉の憂なき今日に於ては若干重要な度は減じたるも、猶歴史

上の資料として大なる價值を有するものであらう、著者遠藤泰通の略傳は志學問答の條下を見るべし。

### 救荒事宜

本書は飢饉の萌を早く知る事以下十二個條の題目を擧げて救濟の方法、手續等を述べたものにして大體は別記救荒便覽と同じ様なものなれども本書は便覽に比すれば稍や簡略にして大要のみを示したものである、本書の補録「常平義倉社會貯穀の事」と題する一篇は別に三倉事宜若くは三倉私議として世上に傳寫するものと同一のものなるが如し。

著者齊藤正謙字は有終、拙堂と號し、又鐵研と號す、通稱は徳藏、致仕して拙翁と稱す、伊勢津藩の儒なり、寛政九年江戸の藩邸に生る、幼にして穎悟、稍や長じて昌平校に入り、古賀精里に従學す、歳二十四擢られて藩の教授となり家を挈けて伊勢に移る、藩主藤堂高兌及其の嗣高猷に仕へ大に寵遇せられ、遂に上士に進み、祿貳百石を食み、(晩年三百石となる)藩政に參畫して貢獻する所少なからず、天保十二年郡宰となり、心を民事に留め、民の疾苦を救ふことを以て自ら任じ、着々と治績を擧ぐ、本書の成れるは蓋し此の頃なるべし、安政六年歳六十九にして歿す、遺書數十種あり、皆世に行はる。



## 治 國 論 (寫 本)

本書は前記治平本義など、同じく國家の治ると治らざるとは君主たる者の心得方一つにあることを述べ、君主が奢侈を戒めて自ら奉ずること質素なれば、下々の萬民は令せずして節儉に赴き一般の風俗も自ら敦厚なるべしと云ふ事を切論して、萬民に課役をかけず、上儉約して、常に飢饉の用意を爲すの必要を説き、それより更らに進んで佞人諛臣の弊害、賄賂の惡弊等を簡單に論じたものであるが、別に是と云ふ名説もなく、著作者も亦不明なれども、余の藏本には桑名文庫の印あつて相應に古い寫本のやうである。

## 租 庸 考 (寫 本)

本書は田令、戸令、賦役令等に依つて田制及租庸調の古制を詳かに考證したもにして、口分田より莊園に至る歴史的の變遷を一通り研究せんとする者の爲めには簡明にして便利なる良書である、著者仲村善均は豊後國直入郡の人にして、岡藩に仕へた學者らしいのであるが、其の傳は詳かならず、同人の遺著に外國通信志九卷あり、寫本にて傳つて居る由なるも、如何なる事を記したもや、余は

未だ之を見ず。

## 地 方 新 書 (板 本)

本書は上下二卷にして上卷は古今田制の變を記述し、下卷は古今度量衡の異同を辨明したものである、下卷度量衡の部は元老院に於て田制篇の参考として出版し、下卷田制の部は著者の後裔清宮某氏之を出版したのである、上卷は事證、成功、反、タオ、粃、永、匹、錢、公文、官途、名國司、揚名介の目を擧げて是等の用語熟字の由來を考證し、又上古の田制圖を始め東法復古圖、更改歩法圖、豊臣氏削六十歩圖、同清丈圖より降つて徳川氏に至り寛永以來の田制圖其の他數圖を示して之を説明し、下卷は度の起源、量の起源、權の起源の三部に分ち、古文書を徵として夫れ々古今の異同を辨明したる有益の良書である、書中或る廉々は今少し詳細に説明して欲しいと思ふの感なきにあらざるも、此の類の参考書としては恐らくは最も完備して、而かも最も便利なるものであらう。

著者清宮秀堅、通稱は利右衛門、棠陰又鎌浦漁者と號す、文化六年下總國香取郡佐原に生れ、明治十二年歳七十一にして歿せり、遺書は下總舊事考、古學小傳、北總詩誌其他數種あり。



## 勸農事宜 (寫本)

本書は上卷に於て、(第一)御國恩を忘る可らざる事(第二)農事の念慮朝暮に忘るべからざる事(第三)己が力の及ぶ程を計るべき事(第四)地勢の高下に依りて仕方有る事(第五)耕耨の時節を失ふべからざる事(第六)時候の遲速を考ふべき事(第七)蒔もの、順を考ふべき事(第八)居處の便利を考ふべき事(第九)糞の仕方土性に應すべき事の九項目を述べ、其の下卷に於ては(第十)苗の仕立に念入べき事(第十一)艸の取様巧者ある事(第十二)節儉を用ひ雜穀を貯ふべき事(第十三)勤惰によりて賞罰を明にすべき事(第十四)耕具を撰ぶべき事(第十五)祈報の神事を慎むべき事(第十六)農馬を大切にすべき事(第十七)蠶桑種樹を勤むべき事(第十八)養蒙の師を撰むべき事(第十九)疾病守望互に相助くべき事の十九個條に付き各々其の大意を論述したものである、著者は其の自序に於て、余常慨世之談經濟者、好言三代治安之世、而不究其所、先於勸耕種蠶桑之事、視以爲細務、遂忽略之云々と云つて、大言壯語、實用に益なきことを非斥して、耕種蠶桑の急務を論じたるは頗ぶる可なりと雖も、從來世人は著者を視て、大言壯語者流の一人と信じ居たのであらう、今此の人より此の言を聞く、却つて大に多とするに足る。

著者藤森弘庵の略傳は新政談の條下にあり、本書は未だ版本あるを聞かず。

## 赤子問答 (寫本)

本書は國家の大經濟を問答體に論じたる極めて面白き大論文である、今や物價は段々と昂騰して庶民大に困窮し、唯姦商のみ利權を恣まゝにして益々豪富を極む、漢の武帝のとき桑弘羊が平準法を用いて上に財用の足りし例もあれば其の意に倣ひ今世の時宜に適するやうにし、法を嚴にし術を巧みにして官へ大役所を設け天下中の五穀より諸産物を買上げ或は産物の出る所へは兼て替せ金を貸し付け諸物を廉價に取聚め官にて夫れ／＼に相場を定めて商賈に分ち賣らしめたらば上には御利益となり、下は廉價の物を買はれ、其の上に姦商にも利を恣にする事を得ざらしむべし、然らば今日の良法は桑弘羊の平準説に勝ることなかるべし、子に於ては如何と云ふ假設の間に對してこう答へて居る、成程今世上は物價昂騰して、上下困窮す、此の際姦商私を營んで利を恣にすること、心ある者の憂ふべきことなれども彼の桑弘羊は元來買人より出でたる姦猾の徒なれども漢武のとき財用竭き果て、爵を鬻ぎ官を賣るの極に至りし時に乘じ其の説を售つて一時巧みに財を聚むといへども元と聖賢の道を知らず甚だしき聚斂を行つて民を傷害し漢業之が爲めに衰へければ、司馬遷は平準書の結語に桑弘羊を煮



らば天、雨らんと云ひしなり、今子が語る如く官へ役所を設け替せ金を貸し、諸産物を廉價に買上げ四海中の物價を廉にし、上下の困窮を救ひ、姦商を挫くとの三ヶ條に付ても其事行はれずして害ありと云ふことは道と云ふものは和漢古今替りなきも、法に於ては土地の風氣、時勢の習俗に因つて變通せねば行はれず、況や桑弘羊の如き買人の立てし漢土の末弊を方今の本邦へ取用んとは漢土の書を生ま讀みしたる腐儒の死論にて決して學ぶべきことにあらず云々と云つて居る、著者は元來佐藤信淵の門人であつて信淵が得意の復古法即ち通移決塞の仕法には固より異論なかるべき筈なるに桑弘羊の如き小人が王道を名として民を殘賊するの不可なることを痛斥したのであらう、伊尹の權貨法も桑弘羊の手に落ちて聚斂の具に化したることが著者の極力反對する所以である。

著者は尙一步を進めて物價の昂騰する所以に論及し近世は商人共が狡猾になり凶年米價の昂騰に付込んで諸物悉く引上げて非常の暴利を貪るとして只管ら姦商共を責め咎むるも、其の實商人と云ふ者は成るだけ諸物を廉價に賣りて買人の多きを願ふ者ゆへ、我勝に廉價に賣りたきものなれども、近世京、大阪、江戸の如き大都會は元より村々浦々まで諸物を消靡する人多きが故に我勝ちに上品珍奇を競ひ求むるが故に物價が上つて來るので、賣人が肆に價を貴くするにあらずして買人の方から價をせり上ぐるなり、故に物價の貴きは賣人の罪にあらずして、多數の買人と、上品珍奇のものを競ひ求むる買

人との罪であると云つて物價が需用に制せらるゝ所以を詳細に説明し、著者の時代に於ては社會一般の紀綱全く弛廢し、王侯貴人より下、庶民に至るまで悉く浮華輕靡の風に惑溺し、言語に堪へた埒もなき有様を呈するに至つたのであるから、物價の昂騰するは當然の事であると高調して其の時代に於ける富豪の奢侈を攻撃し、其の言中「名高き鴻池の拂の事を聞くに、菓子屋の出入多くあるが、小店の菓子代はのけ物にして、虎屋ばかりの菓子代が六十日一と合ひにて、金貳百兩のよし、是を細民の暮しにすれば、二十戸一ヶ年の産なり、又米平なる者近來隱居して一日の小遣金三十兩づゝの由、是を中人の暮しにしても、彼の一日は一家一年の産なり、誠に驕奢の至で、天物を暴殄するの罪、言語道斷、不届至極である」と云ふに至る、文章は餘り明文とは思はれないが其の所論は大に聞くべきの價値あるらん。

著者奥山操は伊豫宇和島の人、名は操、字は存中、風鳴と號す、通稱は弘平と云ふ、藩士奥山某の第二子、出で、不破氏を嗣ぐ、後本姓に復し、郷を去つて近藤篤山に従學し、次いで大阪に遊び越智某先生に師事し、中年居を彦根に卜し湖東の處士を以て自ら任じ研鑽益々勤む、後諸方に流寓し、遂に京に入つて新宮涼庭（鬼國山人と號す「破れ家のつゝり話」の著者）の家に客となる、遇々盛岡藩國用匱乏を告ぐ、老臣大橋某、新宮氏の富豪なるを聞き、往て之に借らんとす、新宮氏之に謂て曰く



子國を憂ふるか、我れ將に經國の良器を貸さんとす、善く之を用ひば奚ぞ雷だ萬金のみならんや、良器は即ち奥山生なりと、某大に喜び、直に鳳鳴を迎へて歸る、侯、賓師を以て之を遇し、詢ふに國事を以てし、頗ぶる献替する所あり、後侯の江戸邸に来るや鳳鳴従つて來り、途にして病を病み、江戸邸に着して遂に起たず、時に年四十有餘なりと云ふ。

### 松の 一葉 (板 本)

### 救荒瑣論 (寫 本)

此の二書は共に饑饉に對する政策の要を論じたるものにして、二書とも著者が天保七年の飢饉の慘狀を目撃し、大に感ずる所ありて執筆したものなるべし、松の一葉には有名なる救荒便覽の著者遠藤白鶴齋の序文と鳳鳴の友人たりし梁川星巖の哀道塵の詩を載し、星巖は之に附記して老友奥山中豫備説(松の一葉の別名)成、因録此篇以代題詞云々と云つて居るが、松の一葉即ち豫備説は養と教の二つのものを以て人間生存の根本義となし、養に於ては天地は生々を以て萬物を生育するが故に人間が自ら働さへすれば平生食つて行けないと云ふことなかるべきは勿論營々と人工を以て生育の途

を盡くして行けばどんな大飢饉が來ても恐るゝに足りないことと云ふことを説き、又教に於ては禽獸は善事と云ふことを知らない代りには甚だしい惡事もなさないから犬猫には餓死した例はない、人間は之に反し奢侈利欲を恣まゝにし、果ては惡事の限を盡くして切取強盜を働くやうにもなるのであるが、大根が正しき善性に生れてあるからは如何なる惡人にも善く教へ化すれば元の善人に戻り志慮分別が出来て天地生々の理を全うするに至るべしと主張して居るのである、救荒瑣論は窮民の救助は目前の急を救ふばかりでは何の役にも立たない、飯の上の蠅を追ふやうなものであるからそんな姑息の事よりは上に立つ人々から其の風儀を改め、根本的に世態人情を一新して古の善政に立返らざれば、窮民の愁苦、餓卒の出來る根源を除くことは到底不可能であると云ふ主意を述べたものである、二書とも餘り大した大議論ではなく、別記の赤子問答に比すれば、大に見劣りがする様なれども、是れ亦一讀に値ひするものである、著者奥山操の略傳は赤子問答の條下に出づ。

### 富國献策 (寫 本)

本書は著者伊藤大三郎が藩主莊内侯に上りたる建言書にして初めには魯人が蝦夷を覘つて南進しつゝあるが故に之に對抗して喰止策の急務なることを説き、殊に莊内侯の領地は北海に臨み、夷人來襲



の患あるに依り充分の防禦設備の必要あることを述べ、それより富國の策として盛に農蠶の事業を振興し、就中桑業を興すには田畑へ澤山の桑を植ゑしめ、京都、甲州、上州、信州など織物の出来る國より織物職人を澤山に備來りて家中を始め市中にも郷村にも盛に織物業を傳授せしむべしと云ふのであるが、猶それより進んで、酒田は諸國の商船の出入する港場であつて自然に風儀が亂れ制度も行届かざるより、此の惡弊を一掃する爲め、他國の商船の入津は一功之を嚴禁し且米穀其の他の國産を酒田の諸問屋より他國の商人に賣渡す事をも悉く差止め、其の代り國産は一切總て藩の船、藩の手にて運送販賣せしめたならば莫大の利あるべく、一體其國の産物を其國に居て賣捌くが如きやり方では何程の利益あるものにあらず、此方より進んで諸國へ漕運し、彼所にて得、此所にて得て利益を網し候ようにせざれば大利は得らるゝものにあらずなど、主張し、今や幸に徳川政府は外夷の襲來に備へしめんとて、諸大名に向ひ軍艦築造の命令を發したときなれば、之を機會に軍艦商船兼用の大船數十艘を造り、商人にて賣買の道に老練したる者數十人を扶持米を與へて抱へ込み、莊内の米穀其の他の國産をどしどし他國へ賣出すべしと云へるが如きは、當時他にもこんな思想を有して居つた者は少なくなかつたのであらうが、兎に角此の著者の説は中々面白き意見である。

著者伊藤大三郎初め郷太郎と稱す、名は馨、字は子徳、鳳山と號し、其の書樓を學半樓と云ふ、莊

内酒田の儒なり、明治三年歿す、歳六十五、遺著十數部の中に封建論ありと云ふも、余は未だ寓目したることなし、本書（富國献策）の余が藏本の奥書には嘉永癸丑暮秋於學半樓真嶋伯敦寫之とあり、卷首第一頁の右下に眞島氏藏書の朱印あり、即ち眞島氏は著者の門人か、或は姻戚の人にて、學半樓へ出入し居たるものなるべければ、余の藏本は著者の原本に近きものなるべし。

### 今古米錢略考（板本）

本書は慶應二年に米價昂騰して一石の代銀一貫三百目に及びしとき、何人の著作であるか分らないが古今米價録と題する一枚摺りのものを發行したることあり、其中王代より中古までの米價を飛々に記るし、且つそれに近世までの米價を書き添へてあるに興味を感じて本書の著作を思立ちたるが如きことを述べ、先づ最初に右に云へる古今米價録を抄出してそれに註解を加へたと云つて居るも、どこからどこまでが抄出文で、どれが註解やらさつぱり分らず、初めに出で居る蒲生君平の今書や皇朝史略の引用は米價録より孫引きにしたるものなるや又「泉貨鑑より抄出して」云々の事などがすぐ其次ぎに掲げあるを見れば、行文の脈絡、引用の場所等甚だ不分明なれども兎に角諸書に所載の事實を纂輯して錢貨の鑄造及米價の變動等を歴史的に記述したものであつて、經濟史を研鑽する者の爲めに



は多少の裨益なしと云ふ可らず。

本書は著者の名を署せず、慶應の末年か明治の初年頃に京都の八雪樓より今古米錢考と題して木活版に付し發行したことあるも、それにも著作者の署名はないのであるが、余が曾て故老より聞く所に依れば本書は平塚飄齋の著者であると云へり、成る程飄齋の逸事を記した或る書にも似寄りの事があつたやうに記憶して居れば、旁々以てそれに違ひなかるべしと思はる、平塚飄齋の略傳は「末黒の薄」の條下に出づ。

### 經濟新論 (寫本)

著者は本書の自序に於て「昌平已ニ久クシテ漸次ニ人心懈怠ヲ生ジ、祖先創業ノ偉勳ヲ思ハスシテ、富貴ハ自得ノモノト心得、游惰安逸ニ時日ヲ消スル者カラ、驕奢ハ日々ニ超過シテ、貨財月々ニ缺乏ス、故ニ上下共ニ唯利ニノミ趨リ、廉耻ノ心漸々ニ薄ラキ：：君臣尊卑ノ分モ錢ニ因テ輕重アリ、父子兄弟ノ親モ錢ノ爲メニ厚薄アルニ至ル：：此ノ危険ノ病症、實ニ難治ト爲ス：：今此ニ之ヲ治スルノ一術アリ」云々と、大抱負を述べて、著作の意を示し、而して舉孝、虛實、人才、勸農、理財、省費、人口、外夷、和戰、洋學、經驗の十一目に就きて、著者の意見を述べたるものなるも、我々の

参考とすべきは右十一目中の勸農、理財、省費、人口の四目である、本書の著作は本文中に「寶曆元年より今年に至る百〇五年」とあり、又序文の年月も安政乙卯孟春とあれば、同年に成りしものなるべし、著者大江季彦は自序に東丘野人とあり、江戸小石川に住居したる人にして、和學者の様なれども、其の傳は詳かならず。

### 庸醫譚及同餘譚 (寫本)

庸醫譚は幕末に至り、上下一般に非常の困窮に陥り、武備廢弛し、志氣銷沈して、疲弊の極に達したるを憤慨し、之を療治するには、先づ第一着に奢侈を制し、貨殖の道を計らざる可らざる事を、痛切に論じ、且つ武士などが、斯る淺ましき有様となり果てたる原因は、幕府の政策、諸大名の謀反を恐れ、金を遣はせて、彼等の身代を弱める工夫を爲したるより、それが漸く一般の風俗となりたるに在りと斷定したるものなり、又庸醫餘譚は或人の問を設けて儉約の仕法を細論し、又農は國の本なる所以の理を説明して、庸醫譚の主意を補ふたるものなり。

著者吉田松陰、名は矩方、字は義卿、通稱は寅次郎、松陰は其號、別に又二十一回猛士と號す、長門の士なり、幼にして讀書を好み、長じて經史に通じ、慨然として時勢に感ずる所あり、諸方に遊歴



して志士と交る、安政元年米使渡來に際し、國禁を犯して外遊を企て、事露はれて禁錮せらる、幾もなく赦されたるも、當時勤王討幕の議、四方に起り、人心洶々たりしかば、幕府大に警戒を加へ、陰に人を派して、天下の志士を捕へ、又長藩に命じて、松陰を檻致せしめ、遂に斬に處す、時に安政六年なり、遺著は前記の外數十種あるも經濟上多少の關係ありと思はるゝものは、別に儲糧話（小本板本一冊）なるものあり、備荒の爲めに糶（ほしいひ）の貯藏の必要を説く。

### 獻芹詹語（板本）

本書は著者が慶應三年に朝廷へ奉りたる建言書にして、先づ祭政の重んずべき事より説き起して、三綱五倫を正すべき事、衣冠の制を明にする事、百姓撫育の道を誤る可らざる事等を主意とし、之を我國の歴聖の實訓又令格等に照らして、滔々數萬言を累ねたる大論文なり、就中田租、粟布、世祿其他の事項に關する一部分は最も必要なるものにて著者の經濟意見の一斑を見るに足るべしと信す。著者矢野玄道、通稱は茂太郎、神臣山人と號す、伊豫大洲の人なり、初め平田篤胤の門に入り、國學を修め、後ち昌平校に入りて、漢學を古賀侗菴に學ぶ、業成り京師に來り、鳩居堂に客となりて、緒神家及社寺等の古文書を研究し、以て大に得る所あり、又伴信友等に接して、益を受くること少な

からず、維新前諸方の志士と交り、與に國事を議し、建白書を上ると數回に及び、爲めに近藤勇の手に捕へられて、大に苦しめられたることあり、明治の初年、神祇官に出仕し、大學中博士に任じ、又宮内省に出で、御系譜編纂に従事し、又圖書寮御用掛を命せらる、明治二十年郷里大洲に歸り、年六十五にて歿せり、遺書類頗る多し、平田篤胤の著作に係る有名なる「古史傳」は、玄道の手に補正せられたる事多しと云ふ。

以下列記するは余が編纂せる佐藤信淵家學全集の解題を其のまゝ採用したのである、佐藤家の著作は信淵の先代のそれと、信淵自身の著作と混同して、實は何れか判別し難きものあり、又信淵の著作中にも種々の異本ありて、何れが正本なるや分らざるもの多し、故に今家學全集に所載の書目中にも、多少の異説あるべきも、姑らくそれに従つて列記すること左の如し。

### 氣候審驗錄（佐藤元庵著）

佐藤家の農政經濟學は其家九代の祖歡庵信邦（安政活版本經濟要錄には良邦とあり又織田氏の信淵先生誕生之地には信利に作る何れか是なるを知らず）に始る、信邦は元祿十五年（西曆一七〇二年）八



十二歳にして歿す、遺書に國土經緯論、垂統法話、開物新書、農政要略、物産興起法等ありと云ふも皆傳はらず、其子元庵信榮（一に式行と稱す）父の志を繼ぎ家學を修めて、本書及十字號糞培例を著はし、寶永七年（西曆一七一〇年）八十九歳にて歿せり、織田完之氏著佐藤信淵先生誕生之地と題する書に掲げある佐藤氏系圖には元庵は正徳癸巳（三年）歿、享年七十八とあり、又同書中佐藤家年代摘要には慶長元年生れ、正徳三年歿すとあれば、享年は百十八歳となる、飯村稷山氏の佐藤信淵翁も亦生年を慶長元年とし、歿年を正徳三年とせり、今編者は信淵の男信昭の著はせる佐藤家譜略記に據れり。

本書は氣候の寒暖を審驗して、作物の適不適を述べたるものなるが、從來版本なく、唯だ寫本を以て行はれ、著作の年代は詳かならず。

本集（本集とあるは余の編纂せる佐藤信淵家學全集を云ふ以下做之）は秋田市立圖書館本を以て底本としたれども、織田氏の藏本を對校して、二三の誤脱を訂正せり。

### 十字號糞培例（佐藤元庵著）

本書は著者元庵が其の門人等に、甲乙丙丁以下十號の糞培方を切紙に記して傳授したるを、信淵が更らに改めて筆記したるものなりと云ふ、元庵原作の年代及信淵の筆記年代共に詳かならず。明治五年織田完之氏自ら訂正を加へて本書を出版せられ（製版本）、又其後一兩年を経て、山口縣聚珍堂より出版したる培養秘録（木活大字本）の補遺として附刊せり、又明治二十八年牧野書房より山口本と同様培養秘録の補遺として出版（普通の活版本）したこともあるが、今本集には此の三本と其他二三の寫本とを對校して多少の誤脱を訂正せり。

### 土性辨（佐藤信景著）

本書は元庵の長子信景（不昧軒元伯）の著はす所にして、土性に眞土と擬土と各三種づつ、合せて六土あり、又其の六土の中にも剛柔輕重等の別あること等を詳かに述べて、各其の作物に合不合ある事を論じたるものなり、全部を五卷に分ち、享保九年原著者の自序を附す、著者の孫信淵が後に之を増補したるものなるが、明治七年織田氏又更らに校訂を加へて出版（木版和裝三冊本）せり。

本集には織田氏の校訂本を底本としたり、此の外に明治二十八年東京書肆牧野善兵衛氏の再版本あれども、織田氏の校訂本と異なる所なし。



### 新校正山相秘録 (佐藤元伯著)

本書は編者收藏の寫本(二冊本)を以て底本とし、尙近氏の收藏寫本(三卷本)と對照して誤謬を正し、更らに明治九年東京書肆有隣堂より出版したる宮崎柳條氏の校訂本(木版半紙本)とも對照訂正せり。本書の奥書に依ればこれは文政十年に信淵が自ら筆記して根岸延貞(門人)に傳授したるもの、如くなれども、不昧軒の原作の成りたる時代は明かならず。

本書總論第一の冒頭の一節(一四六頁の末行まで)は信淵の書き加へたるものにして、以下本文は不昧軒の意見、一字下げは玄明窩の註せるものなることは信淵の文中に見ゆ。

### 隄防溝洫志 (佐藤信有著)

本書は明治九年宮崎柳條氏の校訂を経て、書肆名山閣(牧野吉兵衛氏)より出版したる木版四卷本を底本としたのであつて、此の本には著者佐藤信有とあるを以て、其儘信有の名を存し置きたるも、著者は信淵の父にて、俗稱は庄九郎、信季と云ふ人なり、本書に季亮とあるは字の様なるが、前掲山相秘録には孝伯とあり、是も亦字の如くなれども、諸書區々にして、何れが正しきや詳かならず、或

は此の時代の慣例に従ひ、時の前後に依つて名字を異にしたるものなるか。

本書は著者が多年諸國を遊歴し、洪水の難ある土地を親しく實見して、其の川普請の善惡を批評し、且つ意見を加へたるものにて、隄防を安固にして洪水を豫防するは國土に主たるもの、最大急務なることを述べたるものなり。

### 培養秘録 (佐藤信季著)

本書は信淵の父信季が、天明四年、野州足尾の旅館に於て、病死せんとする時、信淵に口授したる草木培養方の秘訣を、其後三十餘年を経て、文化十三、四年の頃に及び、信淵(此時五十歳前後)自ら餘命迫れりとなし、父翁の口傳の失はれんことを慮り、遙かに記憶を辿りて、筆記したるものなるが(其れが本書信淵の序文にある七卷本なるべし)爾來又十二年を過ぎて、文政十二年の火災に、其の筆記本を烏有に歸せしめたるより、天保十一年、再び草稿を起して信季の口授のまゝを記述したるものにて、其の事は本書の卷末に附記しある信淵の跋文に詳かなり。

本書は織田完之氏が明治六年に出版したる木版本と、其後活字洋裝本として牧野書房より發行したるものと二種の外に、明治七年近藤芳樹氏の序文を附して、天野順太氏なる人が、山口縣聚珍堂より



出版したる大字の活字本（元享利貞四卷なれども第四卷は前掲糞培例の全文を補遺として載せたり）あり、此の山日本は比較的完全の様なれば本集には之を底本として、織田本と對照是正したり。

### 漁村維持法（佐藤信季著）

本書は漁村の風俗は他の農村とは大に異りて、大獵の打續く時は俄かに莫大の所得あるが故に、漁民は自ら放埒不取締を極め、博徒同様全然儲蓄などの事を思はざるのが通例であるが、之に加ふるに漁村は人口の多き割合に田畑の少ないのが普通なれば、一朝不漁に際し、饑饉にても襲來する場合に忽ち餓死に迫るの患あれば經濟道を講ずる者は宜しく此の點に省みて、漁村の維持法を修めざる可らずと云ふ主意を述べて、其の詳細なる方案を示したるものなり。

本書は原著者（玄明窩信季）が安永九年に著作したるを、其後信淵が之を校訂したるものなり、明治七年織田完之氏若林高孝氏（織田氏と與に勤農局に在勤して農書蒐集の事などに従事し居たる篤學者なり）と共に更らに訂正を加へて出版（活字本二冊）したるものなるが、本集には之を底本として、處々活字の誤植等を訂正したり。

### 天柱記（佐藤信淵著）

本書は天地創造の妙機、萬物化育の原理を究めて、我が皇祖産靈神の洪恩を説き、著者自ら誇りて千古未發の大論となすものなるが、其の論旨は次ぎに收載せる鎔造化育論と大同小異にて、化育論は本書を基礎として作りたるものかとも思はれる、然れども彼此自ら別書なることは著者が本書下巻の末尾に附記せることにて明かである。

又本書自序の日附が文政五年にあるを見れば、其の年には本書は既に一たび脱稿し居たるを、其後三年を経て、文政八年更に復た改めて執筆したるもの、如し、併しこの序文は本書の脱稿前に執筆しありたるものにて、本文は文政八年に至り始めて全部完成したのであるか、其の點は詳かならず。編者の知る所にては、本書は從來未だ曾て出版せられたることなく、唯だ稀れに寫本を以て傳はるのみであるが、今本集には西馬音内信淵文庫に收藏しある著者の自筆本なるものを以て底本とせり。本書下巻五〇九頁の注を見れば別に天柱記後釋なるものあり、又卷末（五二七頁）の附記は天柱記後編とあり、後編と後釋と各々別書なるか、將た全く同書なるか詳かならざれども兎に角いづれにしても、此の兩編とも何處にも現存することを聞かず。



## 鑄造化育論 (佐藤信淵著)

本書は天地創造の由來より説起して、天御中主神・高皇產靈神・神皇產靈神三神の洪徳を述べて、百姓を安養し、農業を獎勵するのが、國君の本務なることを論じたるものにて、大要天柱記の主旨に異ならず。

本書は明治六年に井上頼園氏が序文を附して出版したる漢文の三卷本あり、(神習舎の藏版書目を見れば、此の三卷の外に附録一卷あるが如くなるも、編者の收藏本及織田氏の家學大要本にも此の附録は見えず、又信淵の手に成れるものとして傳へらるゝ佐藤椿園家傳書目録にも鑄造化育論三卷とあるのみにて附録の事は何の記事もなし) 又同明治三十九年に織田氏が發行したる佐藤信淵家學大要の中にも、之を收容し、又明治十三年報徳社中の高田宜和氏が本書を邦文に訓譯して、天地鑄造化育論(三卷本)と題して、書肆有隣堂より出版したるも、此の訓譯本は原著の省略本にして、本文及注の重要なる大部分を省略しあるを以て、本集には漢文にて一般讀者の爲め多少の不便あるも、矢張井上氏の版本を底本となしたり。

本書原著の年月は詳かならざれども、文政八年に出來たる天柱記下卷の末文に本書の名が記入し

あるを見れば、或は其頃の著作にして、天柱記の初稿の成れる後、間もなく執筆したるものなるべしと思はる、但天柱記の末文に右に云ふ如く本書の名があるのは恐らくは著者が後に書き加へたるものならん。

又本書中卷の文中に信淵の著作にて、本書及天柱記の主旨を精細に述べたる天柱衍義及鑄造衍義なるものある由記るしあるも、今や二書とも佚して傳はらざるものゝ如し。

## 坑場法律 (佐藤信淵著)

本書は不昧軒信景が制定し置きたる十七個條目を其子玄明窩信季に口傳し、信季又之を信淵に口授したるを、信淵が文政十年齡既に耳順に及べるも、其子信昭尙幼にして相傳の秘法を口授すること能はず、若し其中に己れ死去するときは、此の秘法も自分の身と共に亡失せんことを慮りて、自ら筆記し置きたるものなりと云ふ、書中鑛山の經營、鑛夫の取扱及取締等に關する記事を始め、其他種々の注意を要することなど詳かに論述しあるは鑛業家の參考となるべきこと鮮少に止まらざるべし、本書は明治三十九年四月工學博士渡邊渡氏が、自ら序文を附して日本鑛業會より同會誌第二百五十四號の附録として、發行したることあるも、其他未だ單行本として出版されたことあるを聞かず。



本書の底本は舊射和文庫（伊勢松坂在にあり、信淵の門人竹川竹齋翁の遺書を蒐書せる文庫）に收藏しありたる寫本であるが、此の寫本は信淵門下の根岸元貞の自筆に係るものにて、今は信淵文庫の收藏中にあり、比較的善本である。

本書は信淵文庫の圖書目録には不昧軒の著作とし、又佐藤信淵先生誕生の地には玄明窩の著作中に記載しあるも、本書を始めて成書に綴りたるは信淵であるが故に、編者は同人の著作として、茲に之を収載したのである。

### 經濟要錄（佐藤信淵著）

本書は國家を經緯し人民を救済する大經濟より、開物の諸業を勉めて、美玉・寶石・藥物・染料其他水陸の諸産物を盛に起すべきことを説きたるものにして、信淵の經濟書中最も重要なものゝ一である、昇庵の跋文には吾家所著書殆數十種其最盡力者實在於茲編と云ひ、又農事參考書解題（農商務省纂訂）には本書を以て經濟書中の巨擘と云ふべしと稱して居るが、兎に角信淵の著作中では確かに主要の大著作であつて、農政本論其他二三の著書と與に必ず熟讀を要するものである。

原本の著作は文政十年なるが、著者の歿後安政六年に遺子昇庵（信昭）が舊門人松本正義等と相謀

り、木活字を以て一部限り印刷したるものゝ外、明治九年織田完之氏の校訂を経て東京の書肆和泉屋より出版したる整板本（七卷）あり、此の和泉屋本は安政木活字とは字句の間に多少の相違あるのみならず、大體に於ては安政本の方が原作の眞面目を存して居る様に思はれ、且著者の友人鹽谷宥陰の序文、松本正義の凡例等完備しあれば、本集は安政本を底本となし、和泉屋本其他二三の寫本と對照して、活字版の誤植等を訂正せり。

### 開國要論（佐藤信淵著）

本書は開國要論中相土編の一編のみなれども、國土を開發するのが經濟の第一着手であると云ふ著者の主張を詳述したるものである、文政六年の自序を見れば本書は天文・地理・航海・經國・相土・農耕・物産・製煉・牧民・祭祀・醫藥・武備・通商の十三科目に分類しありて、相土篇は僅かに其の一篇目に過ぎないのであるが、他の十二編は既に久しく佚して傳はらざるものと見え、編者は十數年諸方を搜索したるも、何くにも存在することを聞かず、曾て農商務省に於て編纂出版したる農書參考書解題（一四七頁）を見れば矢張り此の相土篇のみを掲げ、又信淵文庫にも唯だ此の一冊を藏するのみなれば、他の十二篇は今や全く亡失せるものと思はる、故に本集には遺憾ながらこの一篇だけを収めて僅かに全



書の面影を存するのみである。

本書は未だ曾て出版されたることなし、編者收藏の舊寫本を以て底本とせり。

### 農政本論 (佐藤信淵著)

本書は著者が薩藩の重臣猪飼央氏(自序に芝陽大夫とあるは此人なり)の爲めに筆記奉呈したるものなれども、其の内容は曩に既に著作しありたる農書三篇を合せて一書としたるもの、由にて、全篇の要旨は著者の凡例に詳記しある如く、先づ我國農政の沿革より説き起して、田租の取個検見の心得等を述べ、最後に農政を明にして萬民の困究を救ひ、永久に國家の富盛を致すべき方策を論じたものであるが、其の富民大農が小百姓の田産を奪て兼併を恣にし、之が爲めに貧富懸隔の患害を惹起するに至りたることを、勵聲疾呼するに當りては、眞に聲淚共に下るの感なきにあらず。

本集は編者收藏の寫本を以て底本としたれども、明治五年織田完之氏の訂正を経て出版したる七冊本及近氏收藏の寫本并に編者が別に收藏せる他の異本(寫本)等を對校したのである。

前記編者が別に收藏せる異本(上中下各々二卷宛合せて六卷六冊本にて明教館記の舊藏印あり)は文章字句及編次の順序等大に異なり居りて、或は本書の最初原稿本、即ち著者が自序に所謂農書

三篇を其儘綴り合せたる其の時の原稿本にあらざるかと思はれ、學史の研究上に於ては大に參考とすべきもの、様なれば、別本として全文收容したかつたのであるが、要するに同一書の爲めに餘り多くの頁數を累ぬるは如何かと願慮したるに付、遺憾ながら本集には此の異本は採録しないこととしたのである。

### 混同秘策 (佐藤信淵著)

本書は世界の各國民が野蠻蒙昧の域に沈淪し、暴虐無道なる惡政の下に苦みつゝあるを救濟するは、我が皇國の専務であると前提し、それより其の書名の示す如く、宇内を混同統一して、皆我が臣僕たらしむべしと云へる恐ろしき侵略主義を痛論したものである、著者は其の主義實行の順序として、「凡そ他邦を經略するの法は弱くして取り易き所より始るを道とす」と云つて「皇國より攻取り易き土地は支那國の滿洲より取り易きはなし」と述べ、先づ滿洲を攻取り、直に進んで燕京を衝き、段々と西伐南征して、五七年の中には、支那全土を席卷すること難事にあらざるべく、支那既に我が版圖に歸すれば、其れより尙軍を進めて、世界萬國を征服して、我が王化に従はしむること、固より易々たる事業なれば、それをやるには「必ず先づ支那を合併するより肇むべし」と云つて、公然と「此書は支



那國を取るべきの方略を詳にす」と傲言して居るのである、以て本書の性質如何を推諒するに足らん。本書は近氏の收藏本を以て底本とし、更に織田氏の收藏本を對照校正したのである。版本は明治二十一年織田完之氏の校正を経て、有隣堂之を出版し、又明治三十九年發行の佐藤信淵家學大要にも之を收載せり、織田氏の文庫中には寫本二部あり、一は上卷（本集には卷之一とす）のみにして、信淵先生の自筆文と稱せられ、他の一部は上下二卷の完本である、本書卷之一に織田本とあるは既ち自筆本（上卷のみ）と稱せらるゝものである。

### 經濟要略（佐藤信淵著）

本書は著者の大著作鎔造衍義八十卷、經濟總錄六十卷（共に佚して傳はらず）の中より其の大要を拔萃したるものゝ由にて、總論の外、創業・開物・融通・垂統の四編となし、極めて簡明に著者の得意の經濟道即ち天に代て蒼生を濟救するの要務を説きたるものである、本書の序文に依れば門人橋本延壽の爲めに書きたるものゝ様なれども、著者が同人に與へたる書面を見れば、橋本、根岸（延貞）兩人に授けたるものゝ如し。

本書も亦佐藤信淵家學大要に收載しあるも、本集に採用したる底本は、編者收藏の寫本にして、文章字句大要本と異なる所少なからず、然れどもこの二本を比較すれば大要本の方が、少しく詳細にして、文辭も亦稍や圓熟なるが如くなるも、茲に採用したる寫本の方が却つて原著の眞面目を見るに足らんかと信じたるに依り、特にこの寫本を底本としたのである。

本書は別に經濟祕録と題する上下二卷本の上卷として傳はるものあれども、此の經濟祕録なるものは、固より著者の手に編集されたるものにあらずと認めらるゝが故に、經濟祕録の書名の下に收めずして、單行の寫本を採用したのである、又農務局纂訂農事參考書解題には本書は後に布衍して、要録七冊（本全集上卷に收容す）となれりとあり、題名も類似し、書中の内容も略々同一の様なれども、元來本書は著者の明言するが如く浩瀚なる鎔造衍義及經濟總錄の拔萃とすれば本書も要録（經濟要録）も、共に衍義・總錄二書の大要を鈔録したものであつて、必ずしも本書が後に布衍せられて要録となつたものでもなからうと思はる。

### 子虚に答へたる復古法（佐藤信淵著）

本書は徳川氏の末年に何人が經濟問答祕記と題し、卷之一、二、二冊本として出版したものの、（木活字版、小本にて二百部限りと記しあり）下卷と内容殆んど同一のものである、書中の大意は富有の



大業を修め、四海の困窮を救ふの策は伊尹が湯王を佐けて商國を富ましたる政策、即ち通移輕重、開闔決塞の法を行つて、廣く財貨の融通を圖るべしと云ふのであるが、元來著者は管仲を崇重する霸業論者であつて、盛に下民救済の急務を論ずるも其實は官庫の空乏、國用の不足を國家の大患となし、専ら富國強兵の實を擧ぐるの手段方法を説いたものである、但書中荻原近江守の幣制改革を論じたる所など往々年代事實等を誤りたる點あるも、要する所著者一流の大抱負たる伊尹及其の繼承者傳説の經濟道を當世に實行せんことを主張したものに外ならないのである。

前記經濟問答祕記下卷は其の末尾叙言と題する文の首めに「經濟問答を著はせり」云々の語あり、而して本書は即ち其の經濟問答であるかの如く毎葉折目の標題に明かに經濟問答と記しあるも、其の實本書が果して叙言にある經濟問答なるや否やは固より不明であるのみならず、編者の推測する所では叙言の經濟問答は全く別書であつて、活字本の出版者か、又は他の何人か復古法概言の附言を摘取し濫りに叙言などと題して誤魔化したものではないかと思はる、故に編者は私藏に係る單行本（寫本）を底本となし、且つ信淵文庫收藏の經濟祕録（信淵の著作五六種を何人か合編したるもの）中に載録しある本書など對照校訂し、假りに「子虛に答へたる復古法」と題名して茲に收容したのである。子虛とは何人のことなるや詳ならざれども、書中問答の文句を見れば著者の門人か何にかの様と思

はるゝが、或は全く假托の名字なるやも知るべからず、姑らく疑を存して讀者の示教を待つ。

### 經濟問答（佐藤信淵著）

本書は伊尹が禹の經濟道を修めて商國を富ましたることを主題として、伊尹の功績を稱揚し、次いで管仲が又其の政策を踏襲して齊國の富強を致したることを説き、兼て又漢の孔僅、桑弘羊、唐の劉晏、宋の王安石等歴代の重立たる經濟家が行へる政策を簡單に批評して、所謂賦歛を加へずして國用を充實するの策を述べたるものなるが、著者は之を稱して復古法と云へり、それは太古に於ける禹や伊尹の遺制を恢復するといふ主意に出でたるが故である。

本書は信淵文庫本經濟祕録上卷に収載しありたるものにて、其の内容は木活字本經濟問答祕記の上卷と略々同一の書にして唯だ文章字句の間に多少の差異あるのみ、而して經濟問答の名稱は果して著者の題名したるものなるや不明なれども、編者の推定する所では著者には本書の外に別に經濟問答なる著作ありて其の完本は既に佚して傳はらず、僅かに其の一部分の殘篇若くは抄略本のみが著者又は其子信昭（昇庵）若くは門人の手中に何等かの形式に依つて傳はり居たるを、後に何人か經濟問答、復古法又は權貨法など題名して保存し置きたるものが、世上に流布したるものにあらざるかと思は



る、信淵が活字本經濟問答秘記上卷の末文（本書には見えざるも、次ぎに收容せる權貨法の末文に同一の記事あり）に「予モ亦壯年ヨリ父祖二翁ノ志ヲ繼テ經濟學ヲ精究シ復古法ヲ（活字本「ヲ」脱ス）増訂シ三卷ノ書ヲ著シ、此ヲ經濟問答ト名ク」とあるを見れば本書と前載の「子虚に答へたる復古法」とは、何れも著者が所謂る三卷の經濟問答にあらざることは自ら明白であつて、次ぎに採收せる「復古法概言」の叙言中に「一貴人に請問はれて經濟問答を著はせり」とあるは、或は此の三卷本を指せるものではないかと疑はる、兎に角本書は其の内容から見ても經濟問答と題名すべきものではなからうと想像せらるゝも、著者が自ら著はせりと云へる三卷の經濟問答が大體こんなものであつたらうと云ふことは疑ないのである、故に今茲には經濟秘録の篇名を假りに其儘踏襲して經濟問答の名稱を存するのみ。

### 復古法概言（佐藤信淵著）

本書は濱松侯水野越前守が執政たりしとき、著者の經濟問答を閲讀せられ、書中に云へる復古法の意義に付き詳細の事を尋ねられたるに依り、この概言を起稿し、門人岩川知平に淨書せしめて奉答する積なりしが、時偶ま濱松侯の退職に因つて、其の目的を達せざりしことは叙言に記する所の如し、

此の水野越州年五十三、識力英邁、果斷勇決にして、専ら弊政の改革を以て自ら任じ、幕吏姦商の結托、問屋株職の惡弊を一洗せんと努力しつゝあつた折柄なれば、彼をして今暫く其の職に在らしめ、信淵の具體的の意見を詳かに聞かしたらんには、天下の貨物を悉く筭權して徹底的に國家社會主義を實行すること能はずとも、少なくとも今日世界各國の政府が行ひつゝある社會政策よりはより以上進みたる復古法的一端を實行したらんも圖られないのである。

本書は信淵文庫の經濟秘録本より採收したものであつて、未だ他に出版せられたことあるを聞かず。

### 復古法問答書（佐藤信淵著）

本書は著者の門人岩川知平が復古法概言の淨書を囑せられて、著者の復古論の秘奥を伺知りたるより、更らに問題を設けて、其の詳細を尋ねたるに付き、之に答へたるものである、審問とあるは岩川の問にして答書とあるは著者の答へたるものにて、其の内容は復古法、經濟問答及權貨法など、大要異なる所なく、皆國家專賣の大政策を述べたものである。

本書は編者收藏の單行寫本を底本となし、更らに經濟秘録（下卷）本と對照校正したるものにて從來未だ出版せられたることなし。



## 復古法 (佐藤信淵著)

本書は前載「復古法概言」と殆んど同一の書にして、記事所論に出入前後ある外大なる差異あることなし、概言は弘化二年(乙巳)の作なれども、本書は其の翌年なる弘化三年(丙午)に著はしたもにして本書には少しく訂正増補したるものあるが如し。

本書も亦經濟秘録中より採收したるものにして從來出版發行せられたることなし。

## 權貨法 (佐藤信淵著)

本書は前載經濟問答と全然同一の事を述べたるものにて、權貨法とは何人が題名したるものなるや詳かならず、本書中復古法下篇の末文に「權貨法數卷を作れり」云々の記事あるも、其の權貨法なるものは前後の文意で見れば本書を指したものでないことは明瞭であるのみならず、現に本書復古法上篇の末文には「父玄明窩翁が父祖の遺教を守り、萬貨を權し財を理るの數理を審にして、復古法を増補し……我家に傳ふること二百年、過半腐朽に及べり……其腐朽せる數葉を修復し末に予が六十年の新得を増補して、一卷の秘書となし以て傳ふと云ふ」とあるを見れば、本書は權貨法と云はんよ

りは寧ろ復古法と題名する方が正しいやうである、現に卷首には復古法上篇又復古法下篇と明記しあれば、原本は矢張復古法なりしを經濟秘録の編者が濫りに權貨法の題名を附したるものかも知れないのである、然れども本書は經濟秘録本を底本としたるが故に且らくそれに依つて改めなかつたのである。

木活字本經濟問答秘記の上卷は文章字句に多少の差異あるのみにて、全然本書と同一のものなるも、權貨法の題名なく、又信淵先生家學大要本には權貨法の題名ある書あるも、それは前載の經濟問答に復古法前論を加へて、綴り合せたるものにて、本書とは固より同一書にあらず、殊に大要本の權貨法の末文には「此書ヲ執政公ノ御内覽ニ奉入テ死スルトキハ明日死スルト雖ドモ遺憾アルコト無シ」とありて、宛も濱松侯に奉らんとして起稿したる復古法概言であるかの如き文句あれども、是が濱松侯の尋に因つて起稿したるものにあらざることは、大要本の權貨法には弘化四丁未之年正月十五日の日附あり、弘化四年は濱松侯退職後二年(侯の退職は弘化二年二月二十二日)にして、此の時代は老中皆小人にして佐藤信淵の如き人物を容るゝの執政もなかりしなるべく、又本文に「年八十一歳ニ及ビ死期既ニ迫レリ」とあるも、著者八十一歳の時は嘉永二年に當れり、故に大要本の權貨法なるものは本書と題名は同一なるも、恐らくは後人の濫作したるものならん。



之を要するに信淵の著作は、本集上巻の小引にも記したる如く、坊間種々の寫本あり、中には同名異書異名同書などありて、眞偽の區別に苦しむもの少なくないのであるが、本卷「子虛に答へたる復古法」より本書に至る六種は殊に最も甚だしき難駁を極め、書名内容共に異同を辨じ難くして、正確に著作の形式を明にすること能はざるも、此の六種の書に述ぶる所は著者の大抱負を見るべき最も主要の意見なれば、書名の濫雜、内容の重複などを厭はず、著者の筆に成りたるものと思はるゝものは、出來得る限り其の眞面目を失はざらんことに努めつゝ採擇收容したのである。後日若し正確なる善本を發見すれば、更らに訂正する所あるべし。

### 垂統秘錄 (佐藤信淵著)

本書は著者の男信昭及門人大久保仁齋が著者の口授を筆記したるものにて、卷末にある信昭の附言を見れば「右垂統秘錄五篇」云々とあり、本書の篇目は六府篇と小學校篇の二篇のみなれば、他の三篇は逸失したるものなるや詳かならず、明治十一年織田完之氏の出版せられたる版本も、本書と大同小異にして、篇目は矢張此の六府篇と小學校篇とのみであつて、大體本書と違ひないのである。但版本には信昭の附言は卷首に緒言として掲げあり、其の文の冒頭は直に「垂統秘錄者」云々とありて五

篇の二字を省きあるも、編者の推測する所にては、本書の原本は矢張五篇あつたものなるが、信昭の歿後、他の三篇は亡失して、欠本となり居たるを、織田氏が明治四十一年に出版さるゝとき、其の欠本のまゝ五篇の二字を削りて出版されたものにあらざるかと思はるゝが、それも今は明確ならず。

本書は前載復古法の主旨を更らに敷衍したるものにして、著者が謂ふ伊尹管仲の遺制に法り、我が日本の政治組織を根本的に建直して一種の大社會政策を行はんことを主張し、稍や具體的に其の献立を述べたのである。

本書は編者收藏の寫本を以て底本とし、織田氏出版の木版單行本及家學大要本等を對照校正せり。

### 物價餘論 (佐藤信淵著)

本書は松平定信が天明八年に起草したる物價論が、物價の騰貴は奢侈に淵源するものなれば、世間一統に儉素質實の風に改まらねば下落の見込なしと云へる意見に對し、それは一應尤の議論なれども、物價の平準を得せしめ、天下の困窮を根本的に救済するには區々たる儉約などよりは著者が所謂萬物統括の法を行ふて、商人の手中に掌握せる物價を左右するの權を一切政府へ取り上げねば、到底其の目的を達すること不可能であると云つて、例の如く伊尹の通移開闢法の主旨を反覆説明したもので



ある。

本書は著者が或る大名の諮問に應じて執筆奉呈したもの、如くなるが、其の大名は誰なるや明示せざるが故に確と之を詳にすること能はざるも、或は矢張別本物價餘論(次に收容する)を奉呈したる宇和島侯にあらざるかとも推測されざるにあらず、其の譯は伊達侯爵家に佐藤信淵より直接又は門人より差出したる信淵の著書及九鬼家にありたるを謄寫したるもの等一括したる目錄あり、題して「御國へ御持參御書物控」と云ふ、其の中に「御前より御直に」と肩書して「物價餘論〇種(〇印數字缺)あり、一冊」とあり、又「物價餘論一冊御手元上候」とあり、又次ぎに「物價餘論訂正本二冊」など、記しありて、宇和島侯には本書幾種類も差出しある所より推察し、又著者が宗紀・宗城兩公より常に厚き保護を受け居たる點などに想到すれば、この物價餘論は責難録、及種樹園法(二書共に宇和島侯に奉呈したるもの)など、同じく宇和島侯の爲めに執筆したるものではないかと思はる、然るにこれにしては本書の著作年月が、天保九年四月であつて、幾分か省略しある別本の方が、其の翌年の天保十年四月であるに、宗紀侯が水戸侯に見せられたるが、本書にあらずして省略したる別本なりしことは、少しく疑はしき點なきにあらざるも、今は伊達侯爵家にも前記目錄中の物價餘論は既に何處かに散佚して、只だ此の別本のみを存するに過ぎざれば、本書の來歴の真相を確むること能はざるを遺憾とするのである。

ある。

### 物價餘論簽書 (佐藤信淵著)

本書は前載物價餘論の主旨を敷衍補足して物價を平準し時艱を濟救すべき大抱負を述べたものなるが、巻首の第一節に「即今ノ上様ニハ英果絶倫ニ御座マシテ事ヲ言フノ人々御賞詞ヲ蒙リタルモ有リ……御國益ノ事件ヲ申上グベキ時至レルヲ察シ右物價餘論ニ十餘條ノ愚按ヲ簽書シ以テ奉呈ス」云々の言あるを見れば、此の簽書なるものは曩きに某侯の爲めに執筆したる物價餘論と與に幕府へ奉呈したるもの、如くなれども、果して實際奉呈したるものなるや否明白ならず、又伊達侯爵家の目錄(物價餘論の解題參照)中に「續物價論一冊但訂正已前先草稿之姿之本也」と云ふ一項あり、續物價論とは本書簽書の事なるや是又詳かならず。

### 經濟提要 (佐藤信淵著)

本書は前載農政本論と同一性質のものにして、薩藩猪飼央氏の爲めに執筆したものである、本書は農政本論に比すれば其の内容約五分の一に過ぎない小冊子にして、本論中の要旨を述べたものに外な



らざるも、今此の二書の序文等に依つて相互の關係を審かにすれば本書は末文に見ゆるが如く文政十一年に執筆して、先づ之を猪飼氏に呈出し、其の翌年乃至天保三年迄の間に更らに之を五倍大に増補して農政本論と題し、再び猪飼氏に差出したるものかとも思はるゝが、それにしては本書冒頭の文末に「若其詳なるを欲せば別に本書あり、宜しく就て求むべし、斯に記する所は其提要のみ」とあるは如何にも訝しくして、或は本論の方が先に脱稿して居つたものゝ如く考へらるゝのである、然れども茲に「別に本書あり」と云ふ本書なるものは農政本論ではなくして、外に其の種本たりし大著作例へば經濟總録とでも題名したものでありて、其中の大意を抜萃し、之を提要として猪飼氏に差出し、後又更らに其の種本より増補して農政本論を作りたるものなるか、何れとも未だ明白ならず。

本書は曾て織田完之氏と與に勸農局にあつて、佐藤家及其他の農書類を蒐集研究し居たる若林高孝氏(三州舉母藩の人)の舊藏に係る寫本(今は近氏の文庫にあり)を底本となし、別に他の寫本及織田氏の出版本(明治十五年有隣堂發行一冊本)等を對照したのである。

### 濟四海困窮建白 (佐藤信淵著)

本書も亦伊尹の權貨法を祖述し、所謂賦を加へずして國用を充實するの政策を簡明に記したるもの

である、前後の文意に依つて推定するにこの建白は當時幕府の執政たりし水野越前守に上りたるもの如し、末尾の年月は天保十三年九月十二日とあるも、本文には「賤人儀は當年七十六歳に罷成り」云云(六一四頁)又「七十六才に考朽仕候迄徒に懷に致罷有候」云々(六二三頁)とあり、信淵七十六才のときは弘化元年にて、天保十三年は七十四才である、故に若林高孝氏の椿園翁年表には七十六才は誤りと註しあり、此の年表は甚だ杜撰の書にして信賴するに足らざるも、本書六一八頁の末行に「今度の御改革」云々の話あるを見れば、矢張年表の如く天保十三年、即ち信淵が七十四才のときに上りたるものと認むる方が正しいであらう、但本書は建白とあるも、實際果して其の目的の人に奉呈したるものなるや否、事實は詳かならず。

### 奉呈松塘疋田君封事 (佐藤信淵著)

本書は著者の郷里秋田藩の家老疋田齊に寄せて藩政の得失、人物の批評等を述べ、最後に疋田氏の施政が國人の期待に背けることを指摘痛論したるものにして、其の言壯烈悲憤を極め、足下に對して右様の議論仕候は、當今の世捨我而誰乎、斯る非常の大言を吐候者は固より可被斬者に候、足下大に愠怒を發し、先づ小生が頸を斬りて後以て弊政を更革し、以て舊染之惡俗を一新し、以て秋田之封内を



充實し、以て横殺之赤子を救済し、以て本藩之國勢を殷盛に御取建被成候はゞ小生の死其生に勝るや遠矣」などと云ふに至り、陰に胡濟庵が高宗に上りたる封事に擬したるものの如く思はる。

本書は佐藤信淵先生家學大要本より採取せり。

### 内洋經緯記附勢子石傳來説 (佐藤信淵著)

本書は内洋即ち江戸灣を南は相州の觀音崎より、北は下總馬加村の海岸に至り、西は武州の吉田新田村より東上總八幡の御所村に達する海上約十三里四方を埋立て、兼て江戸灣に注入する諸川の整理を爲さんとするのであるが、此の計畫が成就すれば、約三四十萬石の良田を得、都下數百萬の人民を養ひ、幕府第一の無盡藏たらしむべしと云ふのである、然れどもこれを成就するに必要な費用はとうするかと云へば、著者は別に秘策ありと云へるまでにして、肝心なる其秘策の内容を明言せざるは編者の甚だ遺憾とする所である。

本書は編者收藏の寫本を底本としたれども、明治十三年織田氏の再校を経て有隣堂より發行したる木版本あり、又佐藤信淵家學大要にも收容しあり、何れも大差あることなし。

### 薩藩經緯記 (佐藤信淵著)

本書は著者が薩藩の重臣猪飼央氏の請に應じて同藩の爲めに物産を豊饒にし人民を撫綏すべき政策を述べたるものにして、果して實際著者の記するが如き事實あるや否は知らざるも、兎に角同藩所領内に於けるあらゆる方面の經濟的狀態を一々具體的に詳記して、其の經營法を説き、最後に國産を大阪の倉屋敷へ廻はし、姦商の手を経て賣捌くことの大不利益なることを痛論し、姦商が倉屋敷の役人と結托して國君を欺き百姓を苦しめつゝある實例を挙げ、此の惡弊を改革せざる中は何事を經營するとも國家に利益することなしと斷言して居るのである。

本書は明治年間に何人か出版したものある由なるも、編者は未だ其の版本を見たることなし、今茲には編者收藏の寫本二三種を彼此對照して、其の正しいと認むる方に従て原稿を校定せり、然れども大體は余語氏の序文ある寫本(編者の收藏)を採用したるを以て其の序文を附したるまゝ、茲に之を收容せり。

### 日向經緯略記 (佐藤信淵著)



本書は日向の地理氣候等を詳述して、同國は天然の財源に富める優良の上國なるも所領の君侯も士大夫も、皆放埒にして鎔造の神意を知らず、事天の政事を行はざるを以て、土地も開けず産物も粗惡にして他の國々に及ばざることを論じ、その原因の主たるものは領主が屢々交替して落ち付かざりに因ると云ふことを痛切に述べたものである。

本書の底本は秋田圖書館收藏の寫本なれども更らに織田氏の收藏本と對照訂正したのである、但し本書は未だ何れよりも出版されたことあるを聞かず。

### 鳥羽領經緯記 (佐藤信淵著)

本書も亦前記日向經緯略記の如く、鳥羽領は或る部分は土地膏腴にして天然の資源には乏しからざるも、君臣共に奢侈放縱にして、惡政の下に百姓を剝奪し、殊に代官等は獨自ら尊大に構へて百姓等に親しく接することを爲さず、下賤なる手代共に一任するの惡風ありて種々の私曲盛に行はるゝが先づ此の弊を改革して國政を一新せざれば恐らくは大なる禍の來ることあらんと警告し、終りに「鳥羽の君臣は嗟狂なる哉」と極言して憚らざるに至る。

本書は編者收藏の寫本(若林氏舊藏)を以て底本とし、秋田圖書館本と對照校正したのである、本書

も亦曾て出版されたることなきが如し。

### 紀州藩御分國經緯略記 (佐藤信淵著)

本書は紀州は「形勝と云ひ便要と云ひ天下無雙の大上國」なれども、古より此の國に大なる宿病ありと云ふは、領内に高野山を始め雜賀・根來・日高・熊野等に廣大なる寺社數多ありて、領内過半は彼等に占められて國家の用を爲さざるのみならず、寺領社領の民は深く僧徒等の惡俗に染み、頑點倔強にして國君の命に反抗し、施政上少しく其意に逆ふことあらば一揆騒動を起して制御し難しと云ふことを述べ、今此の惡俗を一掃して國家富益の業を建てんとするには五個の良策ありと云つて居るのであるが、所謂五策の内容は「此國最要の大事なるを以て此書には祕して載せない」と斷つて、唯其の目錄を掲げて其の要旨のみを記しただけに過ぎないのである、故に大體に於て甚だ不完全の書なれども參考として茲に收容したのである。

本書は秋田市立圖書館本(著者の自筆本なりと云ふ)を底本としたのであるが、從來未だ刊行本あることなし。



## 責難錄 (佐藤信淵著)

本書は著者が伊達宗紀宗城兩公に上りたるものにて、内容は最初に著者が曾て丹波綾部侯(九鬼氏)の請に應じ、其の領内を周く巡見して氣候の寒暖、土性の剛柔等を審にし、所謂垂統泉源法(一種の社會法)を施行して、豫め凶年不作の準備をなし置き、而して後に不利益なる米作を止めて草綿・茶其他有利なる種々の物産を起さしめたる事績を詳述して伊達兩公の參考に供し、其れより伊達侯の封地宇和島の經濟に論及し、氣候溫暖にして土壤膏腴、物産甚だ豊饒なれども、沃土之民は愚也と云ふ古人の評の如く、物を開き國を利すべき氣概ある人の絶て無かりしと見へ山海の遺利多しと云ふことを痛切に指摘して、農事を精細にし、百姓を救済し、國君の天職を全ふせらるべきことを和漢の事例に照らして忠告的に論じたるものである。

本書を責難録と題名したるは孟子に「責難於君謂之恭、陳善閉邪謂之忠」の語に取つたものなることは本書下巻の始めにあり。

又本書は近氏收藏の寫本(若林氏舊藏本)を以て底本としたれども、明治十九年織田氏の校正を経て出版せられたる版本と對照して二三の誤字を訂正せり。

## 遊歴記事並泉源法 (佐藤信淵著)

本書は著者が天保十一年三月自宅を出で、丹波の綾部に赴き領内七郷の大莊屋に會見して、其の配下の百姓共に著者が所謂泉源法即ち社會法に類する日掛けの積立金を爲さしむることを勧誘せんことを協議したるに、右の大莊屋共は快よく之を承引して連署引請の一札を差入れたるより、綾部侯は之を聞いて大に悦び、先づ最初の積金宛として百姓軒別銀三步宛の割合にて御手元金を下賜されたるより、積立金の實行着々と進行したる事績を記し、且右の泉源法の仕方を示したものであるが、著者が責難録中に説いて居る泉源法は即ちこれであらうと思はる。

本書は織田氏の藏本を借寫したのであるが、未だ上版されたることなし。

## 弊政改革秘話 (佐藤信淵著)

本書は著者が天明六年(此の時信淵歳僅か十八)津山侯の諮問に應じて、同國の弊政改革を實行した顛末を述べ、門人小池九藏(伊達侯の家臣)を介して、伊達侯に献じたものである、内容は津山侯は賢明の君なれども、輔佐の重臣は他の諸侯のそれと同じく、何れも弓馬刀鎗の修練と讀書文筆等にさへ



熟達して居れば、それで執政の本職を全ふしたもの、如く考へ、農務は政事の根本にして、百姓は國家の基礎であると云ふことには、曾て少しも留意する者なく、隨て經濟を講じ、物産を開發して境内を富盛にするの策を施さずして、徒らに百姓を誅求して飢寒の域に陥るゝは、不仁の極みであると云つて、其の匡救策を建て、之を實行せんとするに當り、重臣中に固陋偏僻なる保守家あつて、頑強に反對論を主張し舊慣に依り先例に準ずるのが治國の大法であるなど、稱して改革を肯せざりしより、著者は津山侯に密計を献じ、家中の壯士(信淵は猛士と稱す)丹羽金左衛門、兒玉右仲、平沼平馬、名村運治、大場治右衛門など云へる、家中有名の腕力家三十八人、或る稽古場に密會して、保守黨の巨魁小須賀一學を始めとし、此度の改革に反對する役人を片端より悉く打殺すべき盟約を結び、來る九月三日の夜を期して、一齊に打盡すると云ふ恐ろしき決議を爲したることが何所よりか世上に洩れ聞えて、保守黨の耳に入りしかば、皆々大に恐れて、其の翌朝八月三十日の評議には、執政以下諸役人一人も反對する者なく、一同皆弊政の改革に同意したりと云ふ珍談などを記し、五十餘年前の舊話なれども(序文に己亥元年とあるは天保十年なり)伊達家の國政の參考にもと差出したものである。

本書は伊達侯爵家の珍藏に係る原寫本を借寫したのであるが、編者は他に未だ同寫本の存在を聞見したることなし。

### 草木六部耕種法 (佐藤信淵著)

本書は専ら農業上の科學的技術に關する事を述べたるものにして、凡そ草木を栽培するには、根をとり、幹をとり、皮をとり、葉をとり、花をとり、實をとると云ふ六つの事を目的とするのであるが、斯くの如く目的が異なるに隨つては、各々其の耕作培養の方法亦隨つて異ならざるを得ないのである。例へば根をとらんとする者が、葉の繁茂するやうな作り方をし、實をとらんとする者が花の富麗なるやうな作り方をするが如きは皆天地化育の神巧を曠くするものであると云つて、種植すべき草木を根幹皮葉花實の六部に分類して、詳かに其の耕作培養の法を論じたものである、農政本論などと併讀すべき大著作の一つであらう。

本書の底本は明治二十七年に書肆牧野善兵衛氏より出版したる活字洋装の單行本(第三版)なれども、此の書の初版は、明治七年に發行せられ、其後書肆穴山有隣堂よりも、木版和装十六冊本として出版されたことあり、今本書は牧野本を底本としたれども、編者收藏の古寫本と對校して多少の誤謬を正し、且つ天保三年四月に成れる著者の敘説一篇を加へたのである。

本書校了の際秋田近氏より西馬音内町信淵文庫本を借得たりとて、同文庫本の一覽を許されたので



あるが、此の文庫本は本書の底本及其他の刊本や寫本とは大に其の内容を異にし、先づ著者の敘説は草本六部耕作法序とありて、其の文末に文政十二己丑四月二十八日、融齋佐藤信淵伯祐甫述と記し、此に收めたる敘説とは主旨大體同一なるも、文章字句は異なる所少なからず、又本文の記事も互に増減出入ありて、何れを正とし何れを是とすべきか判断に苦まざるのであるが、要する所信淵文庫本は本書の初稿本であつて、天保三年に門人等が之を出版せんとしたるとき（本書信昭の序文を見るべし）に更らに其の初稿本を書き改めたものかと推察せらる、但信淵文庫本は著者の親友にして且つ門人であつた竹川竹齋翁の舊藏本にして、最も信據すべき寫本なれば、彼此異同を對校して參考に供すべき點少なしと爲さざるも、今や本書は既に印刷中であつて、最早排字の組換を許さざるが故に、此の信淵文庫本を利用することの出来なかつたのは、編者の甚だ遺憾とする所である。

### 種樹秘要（佐藤信淵著）

本書は、著者の序文にある如く、著者が文化年間に阿波の徳島に滞在中、大阪の人小泉英伯なる者が、同地に来て接樹法を教へて居ることを聞き、此の人に就て接樹（ツギ木）摺木（サシ木）壓條（トリ木）の三法を傳受したるを以て、それに基いて書き綴りたるものにして、前載草木六部耕種法の補翼

として併せ見るべきものならん。

本書は明治十八年に織田完之氏の出版したる木版本（穴山有隣堂發兌）を底本とせり。

### 種樹園法並秘奥（佐藤信淵著）

本書は序説に見ゆる如く元は宇和島藩主伊達宗城公（序説中に宇和島國の世子とあるは即ち是れなり）の爲めに著作献呈したるものを丹波の綾部侯（九鬼大隅守）の請に應じて同侯へ差出したものなれども、本書の原本と見るべきものは現に伊達侯爵家の文庫にあり、今それと本書とを對照すれば、侯爵家の藏本は次ぎに収載する秘傳種樹園法にて大體は本書と同一のものなれども、此所彼所多少の相違ある點より推定すれば、本書は綾部侯へ差出す時著者自ら書き改めたるものにて、序説には草稿のまま差出したとあるも事實は大に添削加筆したもの、如し、併し伊達公へ献じたもの、方が著者の手許にあつた草稿本と違つて居つたのかも知れないのである、依て重複の嫌あるも、參考の爲めに本書と秘傳種樹園法とを併せて収載したのである。

本書は家學大要本を底本としたれども、其の以前に有隣堂（穴山氏）出版の和装三冊本あり、兩本何れも異なる所なし。



## 致富小記 (佐藤信淵著)

本書は著者の自序に云へるが如く、曩に宇和島侯の爲めに著はしたる種樹園法と殆ど其の旨趣を同ふするものなれども、彼は百五十町歩を區劃して大規模の經營を目的とし、隨て多くの資本を必要とするが故に、小資本家では之に従事すること能はざるも、本書の方は其の六分の一即ち二十五町歩の土地を標準として有利の農業法を説き、多くの資本を持たない者に致富の秘訣を指示したのである。而して其の主要の眼目は都會の地に近き運輸の便ある地方を擇んで、荒蕪の原野を開墾することとし、從來百姓の所持する舊田畑を買取することは結局其人の産業を奪ふこととなるを以て、慎み戒めて百姓持の土地を買はずに新らしき荒蕪地を各領主より貰ひ受けて開くべしと云ふのである。

本書は明治十四年織田完之氏が出版されたる木版の單行本あり、即ち本集はこの單行本を底本としたのである。

## 田畯年中行事 (佐藤信淵著)

本書は著者が田原藩の重臣渡邊登(華山)の請に應じ、農官の心得を述べて、贈りたるものにて、農

政に關する著作中最も重要なもの、一つである、本書の底本は東京帝國大學助教授土屋喬雄氏が編者に送られたる舊寫本であるが、これは著者の男信昭の校正したるものにして、比較的正確のものらしく思はるゝが故に茲に之を採用したのである。

本書は、明治十年島村泰氏が補注を加へて有隣堂より出版したるものあり、光澤生菅揆氏なるもの、同書に序して「先覺佐藤玄海嘗爲某述其年中行事一編、其書可傳矣、但惜其書有駁雜難通暢者焉、頃者島村君取捨而加注脚得爲佳書、刻以廣其傳云々とあり、又補注者島村氏の凡例中にも「此書を訂し」とか「今妄意之を取捨し」などの言あるに徴すれば、既刊勸農備要田畯年中行事(有隣堂出版)は固より原著の眞面目にあらざること明かである、又他に同年織田完之氏が校正して東京書肆酉山堂より發行したる一本あり、(樹堂青木可笑なる人の漢文の序を付す)これは島村本の補注を削除したるのみにて、本文は殆んど全く同一なるもの、如くなれば、編者は特に之を取らずして信昭の校正したる舊本を底本とし、尙別に著者の門人松本正義の舊藏に係はる異本(編者收藏)と對照して二三の誤字を訂正したのである。

## 農政教戒六箇條 (佐藤信淵著)



本書の性質は卷首に掲げたる、著者が小池九藏に與へた書中に明言し居る通りのことであるが、此の宛名人小池氏は名は宜直、通稱は初め直太郎と云ひ、著者のバトロン伊達侯に仕へ、御作事奉行又は御勘定奉行助役となり、天保九年藩主の命に依り、經濟學稽古被仰付、江戸に出でて著者の門に入り、三四年の間勉學して、佐藤家學の奥蘊を窮めた人である、本書の末文に「近來愚老頻りに連連にて、足下も知れる如く、一昨年筒井肥前侯（肥前守政憲の事か）の暴虐に因て有馬家の出入を禁せられ、諸門人皆不通に爲りて、年々の收納三十金減少せり、去年は祐三長病の上死去にて、窮の上又窮し、當夏は綾部侯二條御番と爲て内謁すること能はず、君侯様（宇和島侯を指す）より賜る御酒代金も、早く既に戴き盡せり、此節の眉急推察せよ、因て止むことを得ず、故紙の裏に記して此を遺る、只是れ至誠を達するのみ、其の無禮を怒ること勿れ」とあり、學者の境遇此に至つて悲慘の極みである。本書は明治十五年織田完之氏の出版したる木版本あり、本集は之に據れり。

### 農政學解嘲辨（佐藤信淵著）

本書は或人が佐藤家の農政學を嘲けりたるに答へたるもの、如くなるも、其の實は楊雄の解嘲に擬し、辭を他人の嘲りに答ふるに托して、自家の學說の立場を説明したるものなるべし、先づ本書を一

讀し置けば佐藤家々學の根本思想を了解するに於て多大の便利あらんと思はる。

本書は佐藤信淵家學大要の卷首に掲げあり、外に單行本あることを聞かず、本集に收容する原本は織田氏の收藏本である。

### 養蠶要記（佐藤信淵著）

本書は著者が諸國の養蠶業を見聞し、且自分の實驗したる事柄の概要を手録したるものにて、尙未定稿に屬するものなれども、大に斯業の參考に資すべきを以て、此に收容したのである。原本は織田氏の收藏本（今は龍門社の文庫中にあらん）を借寫したものなれども、明治二十一年織田完之氏の校訂を経て、穴山有隣堂より之を出版した單行本あり。

### 牧馬法（佐藤信淵著）

本書は馬の飼牧法よりは寧ろ其の訓練と取扱方を、極めて簡單に論じたものである、而かもそれは農業用とか運送用とかの經濟的見地より論じたのではなく、主として武士用の馬を訓練する方法を述べたのである、例へば馬は乘馬でも何でも、時としては小荷駄にも使用し、或は險阻を乗り、或は遠



路を馳せ、或は沼澤河海を乗廻はし、或は鐵砲の稽古場へ引入れて銃砲の聲を耳近く聞き馴はしむるなど、總て物に驚かぬようにし又は勉めて艱難苦痛に堪へしむるようには篠竹、荆棘の中を駆け廻るの習慣をつくらねばならないのである、田舎の小荷駄馬は其の外形は瘠せ枯れて見苦しけれども、人をのせて遠路を行くには極めて強きものなるが、武家の飼馬は御庭や馬場を走るには、蹄正しく鞍穩かにして立派に見ゆるも、山坂險阻の所や荆棘藜莽の原野を行くには、甚だ不得手で少しも役に立たないのであると云ふことを述べ、又武士の中には馬術の達人として知られた人少なからざるも、何れも皆險阻の艱難に馴れざるを以て、實地に臨んで却つて不覺を取るの例を挙げ、文化年中幕府の野馬掛りであつた中山信濃守が、著者及其門に出入せる清兵衛兩人が泥沼の中を如何にも巧に乗廻はすことを見撃して、自身も親しく沼澤の中に乗入りたるに、流石著名なる乗馬の達人も、人馬深く泥中に踏み込み、進退谷まりてどうすることも出来なかつた珍談などを記し、又馬に乗る者は常に親しく自ら之を取扱ひ、飼料を與へ沐浴をさする等、一切の事を自分で手を下してやらねばならない事などを簡單に論じた小冊子である。

本書は勿論未だ何處にても出版したることなく、又寫本にても流傳甚だ稀れなり、故に茲に之を收容せり。

### 禹貢集覽 (佐藤信淵著)

本書は著者の學說の淵源たる支那書の一であつた禹貢を研究して、諸家の註釋を集めたものである、禹貢は禹が堯の命を受けて水を治め、山川を畫し、九州を分ちて貢賦の法を定めたることを、其の時代の史官が記録したものであつて、支那太古の財政經濟を研究せんとするもの、必讀を要するものである、著者は其の著書の何れにも歴々と現はれて居るが如く管子・鹽鐵論・齊民要術・農政全書等を始め主要なる支那の經濟書を概皆精讀して居たるのみならず、禹貢の如き難解にして而かも最も面倒臭き古書にすら、この様に努力研鑽して、普通漢學者には逆も思も寄らぬこの大著作を遺したのは、我々の實に感服措かざる所である、本書の内容は禹貢を専門的に研究した人々には、或は不充分なる所あるべく、現に我々の一讀したる所にも、梁州の貢に璆鐵、銀鏤、罽磬、熊羆狐狸の十字句となして、鄭氏以下の註を列べ、其の次に織皮西傾因桓是來として織皮を上句と斷絶したのは(本書一〇一五頁乃至一六頁參照)著者の意にては鄭註に織皮は西戎の國なりとあるに據つたものらしいのであるが、其の實この鄭註は甚だ疑はしく、矢張織皮は上句へ付けて胡人が羊毛で作つた織物であると解した方が妥當であらうと思はる、吳澄の「書纂言」や山井幹六氏の「尙書講義」にもそう解してあるのみなら



す本書に引證してある曾氏及葉氏の説も亦同じく織物の貢として解して居るのである、而してこれは一例であつてこの様な不備の點は其他にも所々あるようではあるが、兎に角著者が平素落魄不遇にして常に衣食の資にすら困つて居つた境遇で尙是等の著作を怠らなかつたのは其の精力の非凡にして、學問に忠實なりしこと驚くの外ないのである、又本書の外に禹貢餘義なるもの一冊、信淵の自筆本として、秋田市の圖書館に保存しあり、これは本書の補遺の如きものなれども果して信淵の編纂したものであるや不明なれば、本集には採收を見合せたのである。

以下に列記するは舊農商務省農務局纂訂の農書參考書解題中に所載のものにして、大半余の未だ寓目せざるものである、乃ち右解題中の解題を其儘に採用したのである、但是は固より右解題所載の書目全部にあらず、余が自ら一讀して見たいと思へる一小部分の拔萃に過ぎないのである。

### 本朝河功略記 (寫本一冊)

天和年間河村瑞軒著す所にして、本朝歴代の治水土功の事蹟を輯録せしものなり、此の他同人の著に疏淪提要あり、支那治水の沿革を輯録せしものにして上唐虞より下元明に至る。今假に本朝河功略

記と合本に爲せり、瑞軒名は義通、一名安治、後平太夫と稱す、瑞軒は其の號なり。伊勢の人元材木商治水の術に精しきを以て幕府の採用する所となり、畿内の水を治め奥羽の海運を開く後幕府其の功を賞し高一百五十俵を給ふて臣列に加ふと云ふ、此の書東京本郷前田利嗣の藏する所織田完之之を借寫して藏せり。

### 憐民撫育法 (寫本一冊)

原本は水戸彰考館の所藏にして卷尾に西山六郎兵衛作元祿元年十一月寫すとあり、書中賦稅檢地の事より憐民撫育の法に及ぶ。

### 若林農書 (寫本一冊)

元祿三年水戸の人若林利朝が攝州大坂に於て著す所にして、諸國を經歷し地理水利風土物産等農政百般の事を輯録したるものなり、其の水利土功の如きは圖を挿て之を示せり、舊水戸の藩士關千の斡旋によりて農務局に轉寫せり。



### 地方の聞書 (寫本一冊)

元祿年間大畑才藏の著す所にして一名才藏記と云ふ、地質の鑑識、耕種の方法、男女作業の定限、年中得失の計算、其の他檢地、石盛、普請新田の事實等實驗する所を記したるものなり。

### 諸國土宜備考 (寫本二冊)

本朝諸國古來の物産を國名の下に繋ぎたるものなり、著者并に年代を詳にせず、但此の書は織田完之が水戸彰考館に就て借寫し來る所にして、往昔徳川光圀が儒臣に命じて撰修せしめものなるべしと云ふ、文化年中開板の著述目錄中水戸家編集書目にも此の書見えたり、因て按するに元祿頃の撰ならん。

### 古今稅務要覽 (寫本一冊)

萬治元年より正徳六年に至る、五十八年間の水戸領地田付總平均損益高下のことを記したるものなり。

### 地方古法錄 (寫本一冊)

地方根元心得の事、身持の事、屋敷の事、耕作の事、田畑拵并に培養の事、早損水損の事、馬持やうの事、五人組の事、訴訟并に評論の事等十餘項農家の心得を示す、著者年代詳ならず但此の書は地方袖中錄と共に淡路國津名郡洲本、安倍喜平より借寫したるものにして、字面語氣も亦袖中錄に相似たり。

### 治民條令 (寫本一冊)

寛保三年に小林治右衛門なる者が書寫せしものにして、元祿享保間水戸領内郷村の農政に關する條例なり、彰考館藏書を織田完之借寫せり。

### 風土雜記 (寫本二冊)

此の書著者年代詳ならず、蓋し南部藩の人が該藩の農政上の意見を陳べたるものにして、備荒殖産の事を論ずる頗る周到なり、御儉約大小目錄と共に岩手縣より寄贈す。



農收地方見聞格知集一名地方農收記

(寫本六冊)

寶曆四年清水幸徳の書寫する所にして其の著者詳ならず、蓋し農官の爲めに施政の方針を示すの意にして、天文地理人和の説、農收の述意、農收地方正傳政事の説、國主地頭國替入部心得の事、戸籍の事、五人組條目、煙草及び造酒の制限、採礦の定法海邊の諸掟、地方算法、國郡其の他名目の解、土地の鑑別、植物の土宜、地普請の事、農家年中行事等の條あり。

農制隨筆 (板本一冊)

寶曆六年藝州の人、賀美真知著す所にして檢地小物成の事、例年稻毛升付并に凶年の見付の事、收納の事、備荒の事、麥地開作の事、郡割村割の事、夫役の事等凡そ十九條を述べ且つ毎條經史子集中の本文に適合する事項を附記し以て彼此合考せしむ。

農事辨略 (寫本一冊)

天明七年甲州八代郡錦村の人、河野徳兵衛が農業全書を本とし之に老農を開く所の説及び自家經驗

の法を合せ、耕種肥培の事を記したるものなり、一本文政十一年原亮平なる者が記せるものあり、蓋し此の書の抜書にして字句稍修正を加へたるを以て通讀に便なり、松岡萬之を藏す。

地方全書 (寫本合卷十四冊)

天明年間の著書にして著者詳ならず、書中を分ちて二十二卷となし古今石代并に米直段の事、太閤檢地の事、遠州永高鑑取の事、天正年中永貫の事、甲州惠林寺古證文の事、江府北條家臣知行の事、和漢名數の事、田地大半小半の事、其の他甲州大切小切、奥州取立物四一高、社倉金込高延高并に反高條里坪付、古今郡代郡奉行代官、諸帳面并に大通見分譯、六貫高并に軍役、反錢名職の古文書奥州貫高付武家評林長元記、スクミ高現石、四一高八〇米永附舊事、御料所三役、關東上方荏大豆并に餅米納、夫米夫錢、小物成浮役、金銀銅山、諸錢掛量、權衡、林、牧地、檢地條目、檢竿、元龜年中野帳、反別帳、名寄帳、萬事取扱伺、荒地起返、檢見、新田開發、花井三九郎昇進の事等往々舊記古文書類を引證して其の來由實例を詳にし、卷末に奈良春日神社大宮の知木、勝男木等の構造を圖解せり。

足民論 (寫本一冊)



寛政二年常陸國久慈郡天下野村の人、木村謙子虚の著す所、農民艱苦の状態を察し商人華奢の弊を矯め足食の意見を開陳せり。

井地要略 (寫本一冊)

寛政五年牧野安右衛門の著す所に係る、書中(此の間脱字あらん)舊熊本縣下阿蘇郡河陰村下村幸貞の藏本を借寫せり。

開荒須知 (寫本二冊)

寛政七年七月上州澁川の人、吉田友直の著す所、開荒殖産の急務なるより墾地種藝の計畫、獸害豫防の方法を記し、農産繁殖人口滋息するに至る順序を示せり、友直は平澤元愷と友とし善しと云ふ。

華蠻交易治聞記 (寫本五冊)

藥商某の纂輯する所にして寛政七年初夏の自序あれども氏名を記せず、本編四冊附録一冊に長崎由來の事南蠻船渡來の事を始めとし外交貿易に關する事蹟凡そ一百餘件を輯録せしものなり、田中芳男

之を藏す。

農民疾苦 (寫本一冊)

長久保赤水の著はす所に係る、農民疾苦の状態を詳述して弊政を洗除せんことを論ず、蓋し寛政年間藩主に呈するところのものなるべし、小宮山綏介所藏の叢珠卷之十一より抄録せり。

仁助断 (寫本一冊)

肥後藩の人島田加津次が仁助の字を假托して農民の疾苦を述べたるものにして、其の本旨弊政を除革するにあり、此の書年代詳ならず、但し熊本人の説に加津次は堀平太左衛門の後を受け治績ありし人なりと云ふ、因て姑く之を寛政年間に收む此の書品川彌二郎より借寫す原本は井上毅所藏なりと云ふ。

粒々辛苦錄 (寫本二冊)

此の書も亦大平覺太郎の所藏にして、著者并に年代を詳にせず、蓋し著者は越後の人にして農業四



時艱難記と云へる書を見て感ずる所あり、乃ち該書に基き農家中の行事を月日に繋ぎて稼穡の艱難を知らしめ兼て奥羽饑饉の事七十二條の解、越後國の風土穀菜果樹の栽培期節等を示す、按ずるに寛政頃の著なるべし。

田政考 (寫本一冊)

文化二年水戸の人、高倉胤明著す所にして上古田を量るに代を以てせん事、歩段町の發起貫代の事、豊臣秀吉貫代を石高に改めし事等田制の沿革を記したるもの、彰考館の藏本を織田完之借寫せり。

百工貫通 (寫本一冊)

文化七年水戸藩の普請奉行坂場與藏等が大工、家根職、塗工、石工、瓦工、鍛冶、建具匠、桶匠、船匠等の工手間割付米錢等を筆記し工事を督する者の參考に充つるの書なり。

勸農富民錄 (寫本二冊)

文化九年鹿子木維善著す所書中を富民總編、治民、五疾、經界、歛法、地利、忠信、賦貢、民情、山川、窮民の十一目に分ちて勸農の要旨を論せり、維善後に藤公遺業記を著し加藤清正の治水開田の功績を詳にす嘗て農事有功傳に之を収録せり。

座右手鑑 (寫本一冊)

文化年間鹿子木幸平著す五人組仕法書、富民三法、勸農規則の三項に分ち専ら牧民の要旨を記す、熊本縣より進達する所肥後國山本郡鞍掛村内藤益穂の藏本を轉寫せしものにして該縣進達の書目には著者は三隅丈八なるべしとあり孰れが是なるを知らず。

田法雜話 (寫本三冊)

著者并に年代を詳にせず書中本邦古來の田法を論ずるに文化年中の實例をも擧げたるを以て其の頃の著なるべきを知る、其の目次の概要を擧れば村位、田位、畠位の事、檢見位付の事、春免極の事、田島毛見古今自作の事、其の他反別、免、石別、高盛水帳、新田竿入、永荒地辨論、村直り、作出、年貢地床、稻作、一作、鹽濱、田島賣買、讓地、年季、質券田、一ヶ年賣田、荒島竹木垣立等の事あり。



農家業狀筆錄 (寫本一冊)

文化の頃大洲藩人井口又八より藩主に記出したるものにして、上農下農の状態、民間衣食の事、農業の順序、年貢の用意、農家年中の行事を詳述し、間々農況を詠じたる和歌を挿めり、原本は伊豫國喜多郡大瀬村曾根高按の所藏にして卷尾に文政二年藩廳更に庄屋四人に命じて農家の行事を記出せしむるに付照準の爲め此の書を下付したることを記せり。

農談 (寫本一冊)

文政八年某藩の代官高橋正路の著す所にして、一に談勸農於邑長者と名づく卷首に曰はく治民の要は農産を饒にするにあり其の之を饒にするは耕作の術を盡すにありと、而して村居數年自ら來耜を執て實驗する所の稻、麥及び菜種の耕作法を説けり、此の書長崎縣下南高來郡南串山村馬場立藏の所藏にして天保十三年馬場正詔の奥書あり、曰はく高橋氏は通稱彌兵衛、文政の初め隅田村御番所在勤其の後三會村に移り尋て代官職を命せられ、天保六年頃累遷して郡方改役人となる、此の人心を稼穡の

事に委ね自ら耕耘して専ら勸農の仁を施したりと、明治十八年中之を借寫せり。

鳩民通言 (寫本一冊)

文政十一年平山貞が徳川齊昭の下問に答へたる書にして均經界、招戸口、布戸令、嚴禁制、省虛事、等凡そ細民の田畑を賣り困難に陥ること郡官と雖へども其の經界の糺繆を知る能はざる實況を詳悉せり。

田制雜記 (寫本一冊)

文政十三年植田政裕の著す所、上古中古今時に分て本邦の田制沿革を記せり、原本は佐賀縣下東松浦郡名古屋村松尾直太郎の所藏にして、明治十八年中之を借寫せり。

民家要術 (寫本一冊)

天保二年宮負佐平の著す所にして祭禮、教導、農業、工職、商賣、山獵、漁獵、畜類、儉約等の諸般を説く、冗贅の事あれども亦參考すべきの一書なり、此の書原本は水戸彰考館の藏する所明治十七



年中之を傳寫す。

税法私考 (寫本一冊)

天保二年桃蹊齋が高倉胤明著す所の田政考に基き水戸藩の田制租法の沿革を記したるもの、是亦原本は彰考館の所藏に係る。

南畝叢書 (板本一冊)

天保九年二月上總の人、山田重春著す所、經史詩書を引證し、勤儉力穡の趣意農家必須の書類を示す等凡そ農事に益する事實を説けり。

老農夜話 (寫本一冊)

天保十四年中臺芳昌著す所にして、稻種早中晩撰種苗代耕耘培養收穫政治より輪租食膳改才等に至る迄圖説を以て詳明す、蓋し誰識盤中餐粒々皆辛苦と云ふ事を在上の人に知らしむるに在り、明治十七年中水戸彰考館に就て織田完之之を轉寫す。

滄浪瑣言附自在鑑

天保年間加藤淳の著す所、弊政改革の事を論せり、原本は舊水戸藩士小宮山綏介の所藏に係る。

座右秘鑑 (寫本三冊)

大垣藩の農政に關する制度を輯録せしものにして年代を載せず、其の目次の一斑を掲れば五人組、立毛、免割、石盛、永引、諸引、檢見、起地、稻蟲呪、大タウ米、納米、諸勘定受作人並に作手形米、金拜借並に御救、村名替並に訓辦、隄防用水、公事訴訟、長良鶉飼、貸鐵砲、百姓風儀、家作衣服、田畑賣買、金銀銅山、諸役、宗門山林、上納物直段并に代米定、諸色直段下げ、寺社、祭禮、獵師、職人造酒人、正米問屋、水車、市場等なり此の書大垣藩地方雜記と共に岐阜縣より進達する所、原本は該縣下増田補親の所藏に係る、按ずるに天保弘化頃の輯録ならん。

弘濟復古法傍議 (寫本合一冊)

安政三年放牛軒著す所、佐藤家所傳の弘濟復古法に就て傍議せしものにして、第一銅鏡を括りて萬



物統會の基礎を建て兼て楮幣の諸侯を救ひ北地開墾の財を設く、第二西洋船數箇を造るの策萬物運漕の源を括り、兼て防海の軍備を修し航海調練を議す、第三米穀を括り糶糶を司りて國中食料の増減を知り豊凶を常平して萬姓を救ふ、第四水陸所生の食物類農漁を賑はし其の元を培養し物を殖し價を平く第五水陸所生の用物類の根元を蕃殖し國用を餘裕す、第六百工を養育し百物を精製し外邦交商をなして有無を通し兼て商館の地理を論ず等凡そ二十一條あり。

### 地方古實錄 (寫本一冊)

古へ王政時代より幕政即ち北條足利を経て徳川三代將軍の時代に至る地方諸務の古實例典を記したるものにして、卷尾に安政四年孟陽再寫金井彌左衛門治虎とあり、明治十七年中武州榛澤郡高畑村金井傳十郎より之を借寫す。

### 田法大意附古今物價通考 (寫本七冊)

安政の頃常陸國小田村の人長島仁左衛の著す所にして、和漢の史乘郡籍を參證し、田制租法の故實沿革を説きたるものなり、其の目次の一斑を舉れば平量衡、穎錢貫錢及び永樂錢の事、田一段の制、田

を代と云ふ事、土地厚薄、貫法と高法の事、石盛を付る事、檢田・田量、均定、稅則、賦役、立本、制祿、石直しの事、肥農、周の百畝の事、均田の要、收穫の事、年貢と賦の事、古今田制總圖、農人、私得、假田の利、佃人の利、軍賦等の事、天平勝寶七年物價の事、新百姓取立用費の事、異邦交易折法の事、其の他金穀田地絹綿鐵鐵祿物等本邦物價の沿革を記するものあり。

### 物産私策 (寫本二冊)

安政年間齋藤太醇が徳川光圀の國産を謀りし事蹟を叙述し、水戸領各種の物産に就き其の傳來起原産地性質栽培製造より漆園の制度等迄を記載せり、參考すべきもの少なからず此の書徳川昭武の藏する所明治十六年中之を借寫す。

### 鷹山公偉績錄 (寫本二十一冊)

文久二年米澤藩士甘糟繼成が先主上杉治憲の言行政績を詳記したるものにして、貞觀政要の體例に倣ひ類を分て政教、任賢、納諫、恭儉、禮敬、仁恕、孝友、慈訓、崇學、誠信の十篇と爲す、而して政教編は法制典例の文、富國安民の法及び修文講武移風易俗の類を輯め任賢編は知人任官の美及び名



臣良士嘉言善謀の類を輯め納諫編は讜論を好て邇言を察し、言論を開て下情を達するの類を輯め、恭  
 儉編は儉以て人を導き信以て法を守り儉身節用の類を輯め、禮敬編は尊賢・禮士、崇神、敬禮の類を  
 輯め仁恕編は群臣を體し孤寡を恤み小過を宥し税歛を薄うするの類を輯め孝友編は盡敬、盡孝、慎終、  
 九族を親睦し四民を感化するの類を輯め慈訓編は内則を修め家法を正し、保傅の教を慎み誠戒の則を  
 垂るゝの類を輯め崇學編は典學、體道、學規を定め師道を立るの類を輯め誠信編は誠正修齊の徳天性  
 に根し至誠神人を動すの類を輯む十編の外亦治憲の年譜一編を撰し卷首に置き以て本編の次序を詳に  
 し亦齊定の政績一編を卷末に附し以て繼述の効功を明にす、通編二十一卷農政の事蹟最も多し齊定は  
 治憲より第三代目の藩主なり。

昭和三年三月三十日印刷  
 昭和三年四月五日發行

日本經濟典籍考附  
 定價 三圓五十錢

著者 瀧本 誠一

發行者 東京市本郷區弓町一ノ二五 鈴木 利貞

印刷者 東京市小石川區久堅町一〇八 島 潔



發行所

東京・丸ノ内・昭和ビル  
 會社 日 本 評 論 社

電話 九ノ内(23) 一四四四  
 三三三  
 六三二一

社會式株刷印同共







GANNANDO-SHOTEN  
KANDA TOKYO  
店書堂南巖

分  
元  
元



